

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料

令和4年3月

総務課介護保険指導室

目次

【総務課介護保険指導室】

1. 指導監督業務の適切な実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 事業者の業務管理体制に関する監督について・・・・・・・・・・・・ 12
3. 国と自治体との情報共有及び指導監督体制の整備等について・・・・ 16

(参考資料)

- 介護サービス事業所に対する指導・監査結果の状況及び介護サービス事業者の業務管理体制
の整備に関する届出・確認検査の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

1 指導監督業務の適切な実施について

介護サービス事業者（以下「事業者」という。）に対する指導監督業務については、高齢者の尊厳を保持し良質なケアが提供される体制を継続させること及び高齢者への虐待を防止することにより、介護保険制度への信頼性を維持し、制度の持続可能性を高めるための重要な役割の一翼を担っています。

介護保険制度の創設以来、介護サービス事業所・施設（以下「事業所」という。）が増加するとともに、制度改正に伴う介護サービスの種類や各種加算等の充実、高齢者向け集合住宅に居宅サービス事業所が併設された事業形態の増加や高齢者虐待事案の増加など、指導監督業務に関わる環境は変化しており、これらに対し適切に対応していく必要があります。

このような状況の中、利用者の自立支援及び尊厳の保持を図るためには、指導監督業務における集団指導や実地指導のより効果的かつ効率的な実施及び指定基準違反や介護報酬請求に不正が疑われる場合等に行う監査の適時適切な実施が求められます。

各自治体においては、指導監督業務の目的を踏まえ、以下の事項に留意の上、業務にあたっていただくようお願いします。

（1）介護保険施設等指導指針及び実地指導マニュアルの改正について

介護分野の文書に係る負担軽減の実現に向け、国、指定権者・保険者及び事業者が協働して検討する場として社会保障審議会介護保険部会に設置された「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」において、介護保険施設等の実地指導について「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針を踏まえた、実地指導マニュアルの改訂を行い、更なる標準化・効率化に資する取り組みを推進するとともに、指導形態を見直し、事業所の運営状況により実施頻度についてメリハリをつける。」との対応が示されたことから、介護保険施設等に対する実地指導の実施方法等について所要の見直しを行い、介護保険施設等指導指針を本年度中に改正する予定です。

主な見直し内容は以下のとおりです。

(介護保険施設等指導指針の主な見直しの内容)

○実地指導について指導形態を次の①、②及び③とする。

①介護サービスの実施状況指導（個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む）に関する指導）

②最低基準等運営体制指導(運営基準等に規定する運営体制に関する指導)

③報酬請求指導（加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導）

上記のうち、施設・設備や利用者等の状況以外の実地でなくても確認できる内容（上記②、③）については、介護保険施設等の負担増にならないよう十分配慮し、情報セキュリティの確保を前提として、オンライン会議システム等を活用することが可能である旨を明記する。

なお、このことにより、実地指導の名称を「運営指導」に改める。

○運営指導の実施頻度については、原則、指定等の有効期間（6年）内に少なくとも1回以上とする。なお、施設サービス・居住系サービスについては、現行での実施状況等を踏まえ3年に1回以上の頻度で実施することが望ましいこととする。

○運営指導の標準化・効率化を推進する観点から、以下について明記する。

- ・標準的な確認すべき項目・文書による実施
- ・標準化・効率化により所要時間の短縮
- ・同一所在地や関連する法律に基づく指導・監査の同時実施
- ・確認する書類等の対象期間の限定
- ・電磁的記録により管理されている書類等のディスプレイ上での内容確認
- ・事務受託法人の活用

その他、介護保険施設等実地指導マニュアル（平成22年3月改定版）についても、介護保険施設等指導指針の改正内容と整合を図り、運営指導の標準化・効率化の推進に資する内容として改正する予定です。

（2）実地指導（改正後は運営指導）の実施

令和2年度の自治体の実地指導の実施率は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響があり30.1万か所の事業所（令和2年4月1日現在）に対して、全国平均で6.9%となっており、低調な状況です。

「実地指導の標準化・効率化等の運用指針」※（以下「標準化・効率化指針」という。）では「標準確認項目」及び「標準確認文書」を定め、実地指導における効率化を図り、事業所側・行政機関側双方の事務負担を減らすことを目指してきたところですが、今般、これらの内容を介護保険施設等指導指針及び介護保険施設等実地指導マニュアルに盛り込み改めて周知する予定です。各自治体におかれては、改正後の同指針及び同マニュアルに基づき、運営指導の標準化・効率化の観点から、より一層積極的な運営指導の実施をお願いします。特に指定の有効期間内に1回も運営指導を受けていない事業所に対しては、事業所の基準違反等の未然防止を念頭に、サービスの質の確保及び利用者保護のため積極的に実施願います。

※「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針について」（令和元年5月29日付け老指発 0529 第1号厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長通知）

なお、感染症の感染拡大等により実地での指導が困難となった場合には、実地を伴う施設・設備や利用者等の状況に関する指導の実施は延期し、それ以外の実地でなくても確認できる指導については、介護保険施設等の負担増にならないよう十分配慮し、情報セキュリティの確保を前提として、オンライン会議システム等を活用する等により別途実施することも可能であることから状況に応じ検討願います。

また、運営指導は介護給付等対象サービスの取扱いや介護報酬の請求に関する周知の徹底を図ることにより介護保険施設等を支援し、自ら基準等を守り適正かつ質の高いサービスを提供することができるよう介護保険施設等の育成を図るものであり、介護保険法第23条又は第24条に基づく権限を行使した結果を基に行う行政手続法（平成5年法律第88号）第32条による行政指導に該当することから、あくまで相手方の任意の協力の下に行われるもので強制することはできないことに留意願います。よって、著しい基準違反や介護報酬の不正請求等が認められた場合やその疑いがある場合には、直ちに監査に変更し、事実関係を調査し、必要に応じて行政上の措置を講じられますようお願いします。

(3) 集団指導等の実施

集団指導は、事業者が適正なサービス提供を行うために遵守すべき制度内容の周知徹底等を図るものであるため、毎年1回以上、所管する全ての事業所を対象に実施願います。

集団指導の内容については、

- ・運営指導や監査における指摘事項
- ・行政処分を行った事業所がある場合には、処分の原因となった不正の概要やその要因

等について分析を行い、注意喚起を図るなど、介護保険制度の理解やサービスの質の向上を促すとともに、不適切な身体的拘束や高齢者虐待事案等の発生の未然防止や運営指導の効率化等に資するよう、運営指導を行う前提として制度等の周知を徹底する必要があるため、その内容や実施方法について工夫願います。

なお、感染症の感染拡大等により事業者に対する個別の指導が困難となる場合があるため、事業者が適正な事業運営を行う上で必要な情報を確実に提供する集団指導の役割が重要となります。そのためには、集合形式による指導方法に限らず、オンライン等を活用した方法も含めて検討し実施願います。なお、集団指導の実施にあたっては、資料の配付や自治体ホームページへの掲載のみならず、事業者の参加状況や資料の閲覧状況等を確実に把握するとともに、アンケート等による指導後の効果の把握や別途質疑応答の機会を設ける等、行政機関側からの一方的な説明のみに終始しないよう効果的な方法を工夫願います。

さらに、労働関係法令違反が事業所の指定拒否や取消等の事由となる場合もあることなどから、集団指導の実施に当たり、都道府県労働局に情報提供の上、当該都道府県労働局の職員から労働関係法令について周知する時間を設けるなどの対応をお願いします。

このほか、事業開始時から指定基準や報酬請求に関する理解が不十分であること等により行政処分の対象となる事例も見られるため、指定時における説明会の開催や、新規指定後の事業者を対象にした指導も検討願います。

なお、小規模な自治体等、単独の自治体のみで集団指導を行うことが困難な場合や非効率な場合は、複数自治体の合同による集団指導の実施や、都道府県が都道府県内

で共通の資料を作成し支援する等、地域の実情に応じ効果的かつ効率的な対応を検討願います。

(4) 不正事案等における厳正な対応

事業者に対する指導監督業務について、具体的には「介護保険施設等の指導監督について」（平成 18 年 10 月 23 日付け老発第 1023001 号厚生労働省老健局長通知）において、「介護保険施設等指導指針」及び「介護保険施設等監査指針」をお示ししており、各自治体においては、これらを参考に実施要綱等を策定の上実施していることと承知していますが、今般、両指針の改正を予定していることから、改めて、各自治体で策定している実施要綱等についてこれに準じた改正を行っていただきますようお願いいたします。

介護保険施設等指導指針は、事業者が行うサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とし、自ら法令等を遵守する事業者の育成を目指す「指導」について、一方、介護保険施設等監査指針は、指定基準違反や不正請求等が疑われる場合に指定基準や報酬請求の内容等について挙証資料等をもとに事実関係を把握するため介護保険法第 5 章に定められた立入検査等の権限を行使する「監査」についてお示ししており、「指導」と「監査」を明確に区別しています。

特に監査は、その結果によっては行政手続法に基づく不利益処分を伴うことが想定されることから、的確な事実関係の把握及び適切な手続きにより実施することが求められます。また、このような監査の権限は、犯罪捜査のために認められたものではないことに留意願います。

各自治体においては、通報、苦情等により、不正が疑われる事案を把握した場合には、的確に監査を行い、不正が確認された場合には、指定取消や指定の効力停止等の行政上の措置について厳正な対応をお願いします。

毎年度、運営基準違反や介護報酬の不正請求、利用者への虐待行為等により、指定取消等の処分が行われていますが、こうした事案は、利用者に著しい不利益が生じるのみならず、介護保険制度全体の信頼を損なわせるものでもあります。とりわけ高齢者虐待は、利用者の尊厳を踏みにじる極めて重大な問題であることから、介護保険施設等監査指針の改正により、監査を行う契機として、高齢者虐待及び介護保険法に基

づく人格尊重義務違反について明記します。

監査の結果に基づき指定取消等の処分を行った際には、利用者保護の観点から、代替事業者によるサービスの継続的利用が可能となるよう、関係自治体や居宅介護支援事業所等とも連携して、当該事業者に対して受け入れ先の確保を図るよう指導願います。

また、居宅サービス事業所において不正があった場合、給付管理を行っていた居宅介護支援事業所で不正の幫助が確認され、指定取消等の処分が行われる事案も見受けられます。

このため、各市町村等においては、不正があった居宅サービス事業所の利用者の給付管理を行っていた居宅介護支援事業所において、給付管理上の問題やサービス提供に係るマネジメント上の問題がなかったか、運営指導や必要に応じて監査を実施して確認いただくようお願いします。

なお、最近の行政処分等に関する全国的な傾向については、資料を後掲しているので参考にしてください。

(5) 老人福祉法に基づく老人福祉施設に対する監査について

「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定）に基づく平成 30 年地方からの提案募集による社会福祉法人が経営する社会福祉施設への施設監査（一般監査）周期の見直しについては、「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」での議論を踏まえ関係通知の見直しを行い、先般、「老人福祉施設に係る指導監査について（通知）」（令和 3 年 11 月 15 日付け老発 1115 第 4 号厚生労働省老健局長通知）を发出しています。

改正の概要は、以下のとおりです。

（老人福祉施設指導監査指針の改正概要）

○一般監査の実施頻度等の変更

- ・ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 56 条に基づく社会福祉法人に対する一般監査の実施頻度（原則、3 年に 1 回）との整合を図り、毎年 1 回の実施から原則として 3 年に 1 回の頻度で実施へ改正
- ・ 書面による一般監査の規定の廃止

- ・指定介護老人福祉施設である特別養護老人ホームに限り認められていた一般監査の省略規定の廃止

○効率的な指導監査の実施

- ・介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設である特別養護老人ホーム、指定特定施設入居者生活介護事業所又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所である養護老人ホーム（以下、「介護老人福祉施設等」という。）に対する一般監査は、介護保険施設等指導指針に基づく指導と併せて実施できることとし、その対象となる施設等が同一所在地や近隣に所在する場合は、自治体の担当部署間で調整を行い、施設を運営する法人の状況を踏まえ同日又は連続した日程で全体の実施計画を策定するよう検討することを明記

○特別監査の契機となる事由の追加

- ・令和3年における「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（昭和41年厚生省令第19号）及び「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第46号）の改正において、新たに「虐待の防止」に関する規定が定められたことから、特別監査を実施する事由として「高齢者虐待の疑いがあるとき」を追加

○一般監査における確認項目及び確認文書の設定

- ・一般監査における事務負担の軽減・効率化及び介護保険施設等に対する指導方法等との整合性を図るため「主眼事項及び着眼点」を廃止し「標準化・効率化指針」の標準確認項目・標準確認文書との整合を図り、新たに「確認項目及び確認文書」を設定

なお、一般監査の実施方法については、介護保険施設等指導指針の見直し（オンライン会議システム等の活用等）と整合を図るための改正を予定していることを申し添えます。

老人福祉施設等に対する監査の実施にあたっては、当該局長通知の改正の趣旨を踏まえ、一般監査については標準化・効率化の推進を図るとともに、特別監査については高齢者虐待を含めて運営上に問題がある場合に適切な実施をお願いします。

(6) サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホーム等における過剰なサービス提供について

サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホーム等（以下、「高齢者向け住まい等」という。）は、高齢者の多様な住まいのニーズの受け皿として重要な役割を果たしている一方で、併設する介護事業所の一部には過剰なサービスを提供する等様々な課題も指摘されています。

さらに、令和３年度介護報酬改定に向け、社会保障審議会介護給付費分科会においてとりまとめられた審議報告において、高齢者向け住まい等における適正なサービス提供を確保するため、介護保険サービスが入居者の自立支援や重度化防止につながっているかの観点も考慮しながら、指導監督権限を持つ自治体による更なる指導の徹底を図ることとされました。

これを踏まえて、「高齢者向け住まい等における適正なサービス提供確保のための更なる指導の徹底について」（令和３年３月１８日付け老指発 0318 第１号、老高発 0318 第１号、老認発 0318 第１号厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長、高齢者支援課長、認知症施策・地域介護推進課長連名通知）が発出され、①高齢者向け住まい等における家賃等入居契約内容の確認やケアプランの点検・検証、②区分支給限度基準額の利用割合が高い居宅介護支援事業所のケアプランの優先的な点検・検証をお願いするとともに、高齢者向け住まい等に併設する事業所に対する実地指導を併せて実施する場合には、指導体制整備を支援する「高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業」（予算補助事業）が活用できる旨の周知を行ったところです。

については、これらの事業所に対する重点的な指導が推進されるよう、「高齢者向け集合住宅関連事業所指導強化推進事業」を令和４年度予算(案)に引き続き計上しているので、本事業の積極的な活用について検討をお願いします。

〔事業概要〕

- ・ 高齢者向け住まい等の入居者に介護サービスを提供している事業所に対して重点的に実地での指導を行う場合に、介護支援専門員等の雇上経費及び旅費等に要する経費を補助
- ・ 事業の一部を指定都道府県事務受託法人（介護保険法第 24 条の 3 第 1 項第 1 号又は指定市町村事務受託法人（同法第 24 条の 2 第 1 項第 1 号）へ委託することは

可能

- ・補助基準額は、1自治体あたり次の表のとおり実地での指導を行う集合住宅関連事業所数ごとの上限とし、予算の範囲内で交付するものとする。

1 集合住宅数	2 集合住宅関連事業所数	3 補助額上限
5 箇所以上	5 以上 19 事業所以下	2, 5 0 0 千円
	20 以上 29 事業所以下	4, 5 0 0 千円
	30 事業所以上	6, 0 0 0 千円

(7) 指導監督の実施における留意点について

① 関係自治体等との連携

地域密着型サービスについては複数の市町村が指定している場合があるほか、居宅介護支援事業所の指定権限が市町村に移譲されて以降、サービス提供を行う事業所と給付管理を行う居宅介護支援事業所の指定権者が異なる場合が出てくるなど、複数の自治体が合同で運営指導や監査を行って不正事案等に対応することが、これまで以上に求められます。

また、事業所で不正等が判明した場合には、同一の事業者が運営する他事業所や介護サービス以外の保険福祉サービスにおいて不正等が疑われることもあります。

このため、必要に応じて関係自治体や医療、障害福祉、生活保護等の関係部局と運営指導や監査の実施結果等について情報共有を図るなど、十分な連携を図っていただきますようお願いします。

② 都道府県の役割

都道府県は介護保険法第 197 条第 3 項及び地方自治法第 245 条の 4 の規定に基づき、市町村（指定都市及び中核市を除く。）が行う事業者に係る指定及び指導監督等の事務に関して、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができるとされており、上記①における連携において都道府県は積極的にその役割を果たすことが期待されています。

については、「市町村における地域密着型サービス事業者等の指定及び指導監督等の事務にかかる指導監督について」（平成 27 年 3 月 10 付け老発 0310 第 2 号厚生

労働省老健局長通知) 別添「市町村指導実施指針」により市町村に対する指導方法等をお示ししているので、これを参考とし、適宜、市町村に対する助言等をお願いします。

③ 非常災害対策及び感染症対策について

非常災害への対応については、事業所の利用者には自力での避難が困難な方も含まれている場合があることから、集団指導等において、利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備について徹底するようお願いします。また、運営指導において、事業所が所在する地域の環境を踏まえた非常災害対策計画の策定や避難訓練が行われているか確認し、必要に応じた助言等をお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を含めた感染症対策については、その予防やまん延防止策について、保健所等の衛生部局との連携を図り、集団指導等において、必要な情報等を提供するとともに、必要に応じた助言等をお願いします。

④ その他

昨今、セクシャル・マイノリティの人権に関する報道等が取り上げられることが多くあり、人格を尊重する点においては、高齢者虐待はもとより、「L G B T」

(※) といった性的指向・性自認を持つ方に対しても配慮するよう、介護保険施設等の指導に際しては、介護保険法、指定基準の規定を踏まえ、利用者の意思・人格を尊重したサービス提供に努められるよう、指導の徹底をお願いします。

※ L G B T…レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー

(8) 指導監督等担当職員等研修の実施について

指導監督業務については、自治体間における指導内容の差異等が指摘されているほか、限られた人的資源の制約の中で効率的・効果的に実施していくことが求められているため、従来から自治体指導監督業務に携わる担当職員の資質向上を図るための集合研修を開催してきたところです。

昨年度からは、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止等の観点から、暫定措置としてW e b 上での動画配信により実施してきたところですが、過去2年間の実施状況から「全ての自治体が、毎年受講できること」や「担当職員が日常業務を継続しながら

ら受講が可能であること」等により受講者の増加、習熟度向上の相乗効果が見られることから、今後とも同様の実施方法を継続することとします。

令和4年度の研修については、W e b 上での動画配信による実施以外に、他の自治体の職員との意見交換等を希望する意見を踏まえ、遠隔会議システムを活用した研修を追加して実施することを予定しており、詳細が決まり次第お知らせするので、その際は、担当職員等の研修受講機会の確保並びに研修受講が完了できるよう、業務の一環として必要な時間や環境（場所・機材等）の確保について、ご配慮願います。

2. 事業者の業務管理体制に関する監督について

介護保険法においては、法令等遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案等の不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、業務管理体制の整備を事業者には義務付けています。

事業者が、質の高いサービスを提供していくためには、とりわけ法人役員、法令遵守責任者及び各事業所の管理者が、自ら法令等遵守の重要性について認識を深め、率先して改善を図っていくことが重要です。

各自治体においては、業務管理体制の整備を義務付けた趣旨を改めて確認いただき、事業者に対する適切な助言等をお願いします。

(1) 業務管理体制に関する届出事務等の適正な実施について

業務管理体制整備に関する届出は、介護保険事業に新たに参入したとき、届出事項に変更が生じたとき又は届出先の区分に変更が生じたときは、事業者が遅滞なく行うこととしています。

しかしながら、監督権限のある都道府県及び市町村（以下「監督権者」という。）に対して、事業者から届出が未届けとなっているにもかかわらず、届出書の提出指導をしていない状況が一部の監督権者において見受けられます。

監督権者においては、事業所の指定権者である各自治体と連携し、新規指定申請時、指定更新時、集団指導、運営指導といった事業者と接する機会を捉えて、制度の周知や届出が未届けとなっている事業者に届出書の提出を指導するなど、届出受理業務に遺漏のないよう対応をお願いします。当然のことではありますが、業務管理体制整備に関する届出が行われていないことは法令違反であることを認識の上、指導願います。

また、届出を受け監督権限のある事業者数と業務管理体制データ管理システム（以下「管理システム」という。）での事業者数に相違がある自治体が見受けられることから、新規参入時の登録及び変更事項については、その都度、遅滞なく入力を行い、相違が生じないように確認をお願いします。

併せて、指定事業所データについては、各都道府県で指定介護事業所のデータを管理している事業所台帳システムから介護保険事業者・介護支援専門員管理システム（以

下「ケアマネシステム」という。)を通じて管理システムへ取り込むことで介護事業者の届出と指定事業所を関連付けることにより、適切な運用ができることとなっています。管理システムへのデータ取り込みを当室において毎月行っているため、各都道府県におかれては、各自治体における事業所指定の事務担当者と連携のうえ、毎月、ケアマネシステムへのデータ取り込みを行うための作業を適切に行っていただくようお願いいたします。

なお、事業所から提出される届出書については、令和2年12月に押印廃止の取扱いとしたことに伴い、管理システムの改修を行うことで事業者から電子申請を行えるよう整備することとしており、令和4年度末に稼働するよう準備を行っているところです。

管理システム改修後の運用に関して、各自治体への作業依頼事項等を含めて、現在精査中であり、随時情報提供していくので、円滑に稼働できるようご協力願います。

(2) 業務管理体制に関する確認検査について

① 一般検査

一般検査は、事業者が整備した業務管理体制について、定期的にその運用実態の報告を求め、当該事業者の規模や組織形態等を勘案した上で有効に機能する仕組みとなっているか確認し、事業者の自主的な改善に向けて助言を行うものです。

一般検査の実施方法については、事業者の業務管理体制の整備・運用状況を適切に確認できる方法であれば、実地検査に限らず書面によることも差し支えなく、事業所指導に付加した一体的実施や社会福祉法人に対する指導監査と併せて行うことも可能としています。

なお、書面検査にあたっては、届出事項に関するチェック形式にとどまることなく、事業者自らがプロセス・チェックを行い、業務管理態勢が円滑に機能しているか検証出来るような設問となるよう工夫してください。

また、小規模事業者に対する一般検査については、指定事業所等に対する運営指導の実施に併せて実施する等の効率的な実施方法により計画的に実施願います。

各自治体においては、一般検査を実施した事業者に対して必要な改善を促すとともに、検査結果等を活用して集団指導等において業務管理体制の運用の参考となる

ような情報を提供する等の取組みを積極的に検討願います。

また、書面検査も介護保険法に基づく検査であることから、未届けとなっている事業者に対しては督促を行い、督促に応じない場合は実地で検査を行うなどの対応も検討願います。

② 特別検査

事業所の指定等取消処分相当事案が発生した場合には、当該事業所を運営する事業者に対して特別検査を行うこととしています。実施にあたっては、連座制の適用を判断するための役員等の不正行為への組織的関与の有無の確認にとどまらず、不正行為を未然に防止できなかった業務管理体制の不備についても検証し、必要に応じて改善勧告等の行政指導も検討願います。

また、特別検査の実施の契機は、指定等取消処分に至った事案に限らず、効力停止処分の事案や利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼす事案等についても積極的に行い、以後、介護サービスが適切に提供されるよう、業務管理体制の不備について検証し、再発防止策の策定等の改善を求めてください。

なお、役員等の組織的関与が認められた場合には、連座制の適用によって同一サービス類型内の新規指定及び既存の他事業所の指定更新が行われないため、適用を受けた事業所の利用者は別の事業者が運営する事業所に移らなければならないといった不利益が生じることになります。各自治体においては、こうした事案が生じないよう、様々な機会を通じて法令等を遵守した適正な事業運営の指導を徹底されますようお願いします。

(3) 業務管理体制監督権者と指定権者の連携

広域的に事業展開する事業者の場合、事業所の指定権者と業務管理体制の監督権者が異なるため、事案に応じて厚生労働省、都道府県及び市町村が密接に連携を図る必要があることから、円滑に指導監督業務を実施できるよう、関係機関の情報共有について十分ご配慮願います。

また、指定等取消処分相当事案をはじめ、効力停止処分の事案や利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼす事案等、特別検査を行う必要性が生じた事案が発生した場合には、監督権者において、速やかに適切な権限行使を行うことが必要である

ことから、「介護保険法第 115 条の 33 第 3 項に基づく厚生労働大臣に対する業務管理体制に係る権限行使の要請及び同法第 197 条第 2 項に基づく業務管理体制確認検査実施結果の報告について（依頼）」（令和 3 年 2 月 22 日付け老指発第 0222 第 1 号厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長通知）に基づき、指定権者から監督権者に対して特別検査実施の要請及び情報提供を行い、監督権者において特別検査を行った場合については、その結果について要請元へ通知するとともに、併せて当室あて情報提供していただくよう、お願いします。

3. 国と自治体との情報共有及び指導監督体制の整備等について

(1) 事業所に対する処分を行う場合の情報提供等

事業所の指定取消等の処分を行う際には、「介護保険法第 197 条第 2 項に基づく介護保険施設等に対する介護保険法第 5 章の規定により行う行政処分に関する報告等について」（平成 28 年 3 月 30 日付け老指発 0330 第 1 号厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長通知）に基づき、聴聞や弁明の機会の付与の手続を行う前の段階で当室へ必ず情報提供していただくよう引き続きお願いします。なお、当該情報提供が、聴聞等の後に報告される事案も見受けられることから、報告時期に留意願います。

また、一般市町村等が行う地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所及び総合事業を実施する事業所に対する処分については、都道府県経由で情報提供していただくこととしているので、都道府県においては、遺漏のないよう管内市町村に周知願います。

さらに、地域密着型サービス事業所、総合事業を実施する事業所に対して、監査を実施する場合は、同一の事業所を複数の市町村が指定している場合があるので、相互に連携し同時に当該事業所に立入等を行うなど、その対応に留意願います。

(2) 自治体における指導監督体制の整備

運営指導を 1 度も実施していない一般市町村があることや自治体の指導監督体制に比して所管する事業所数が多い等の事情のため、事業所に対する十分な指導が行われていないところも見受けられます。自治体においては、サービスの質の確保・向上を図る観点から、適切な指導監督が実施できるよう、必要な人員の配置や介護保険制度を熟知した担当者の配置はもとより、都道府県や近隣自治体と共同しての指導や指定都道府県事務受託法人（介護保険法第 24 条の 3 第 1 項第 1 号）又は指定市町村事務受託法人（同法第 24 条の 2 第 1 項第 1 号）を活用した指導の検討など、実施体制の整備について引き続き対応をお願いします。

(3) その他

令和4年度においても、当室において、改正を予定している介護保険施設等指導指針、介護保険施設等監査指針及び実地指導マニュアルを踏まえ、都道府県、指定都市、中核市のほか、一部の一般市町村に対する事務ヒアリング及び事業者に対する合同指導等を実施する予定としていますので、ご承知おき願います。

なお、自治体における指導監督の実施状況等については、改正を予定している介護保険施設等指導指針、介護保険施設等監査指針及び実地指導マニュアルを踏まえ、調査項目等の見直しを行った上で、引き続き報告を依頼することとしているので、ご協力願います。

(参考資料)

介護サービス事業所に対する指導・監査結果の状況及び
介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出・
確認検査の状況

指定取消処分等の状況

(1) 指定取消・効力の停止処分の件数(図1)

平成 12 年度以降の指定取消・効力の停止処分は合計で 2,857 件となっている。

なお、直近 5 年間の指定取消・効力の停止処分の件数については、平成 28 年度 244 件、平成 29 年度 257 件、平成 30 年度 153 件、令和元年度 153 件、令和 2 年度 109 件となっている。

(2) 法人種別ごとの状況(図2)

法人種別ごとの事業所数の違いを踏まえる必要があるが、令和 2 年度の指定取消・効力の停止処分件数については、営利法人が最も多く、全体の件数の約 8 割を占めている。

(3) サービス種別ごとの状況(図3)

令和 2 年度のサービス種別ごとの指定取消・効力の停止処分件数については、指定訪問介護事業所（介護予防を含む）が 26 件、指定居宅介護支援事業所が 12 件、指定認知症対応型共同生活介護事業所が 7 件、指定地域密着型通所介護事業所が 6 件、指定通所介護事業所、指定訪問看護事業所、指定短期入所生活介護事業所がそれぞれに 4 件となっている。

(4) 指定取消・効力の停止処分の処分事由の状況(図4～8)

処分事案に対して該当する処分事由の割合については、1 件の処分事案に対し複数の処分事由が該当する場合があることに留意する必要があるが、令和 2 年度は、引き続き、指定取消処分及び効力の停止処分ともに「介護給付費の請求に関して不正があった」が多くなっている。

(5) 業務管理体制の整備に関する特別検査の状況(図9)

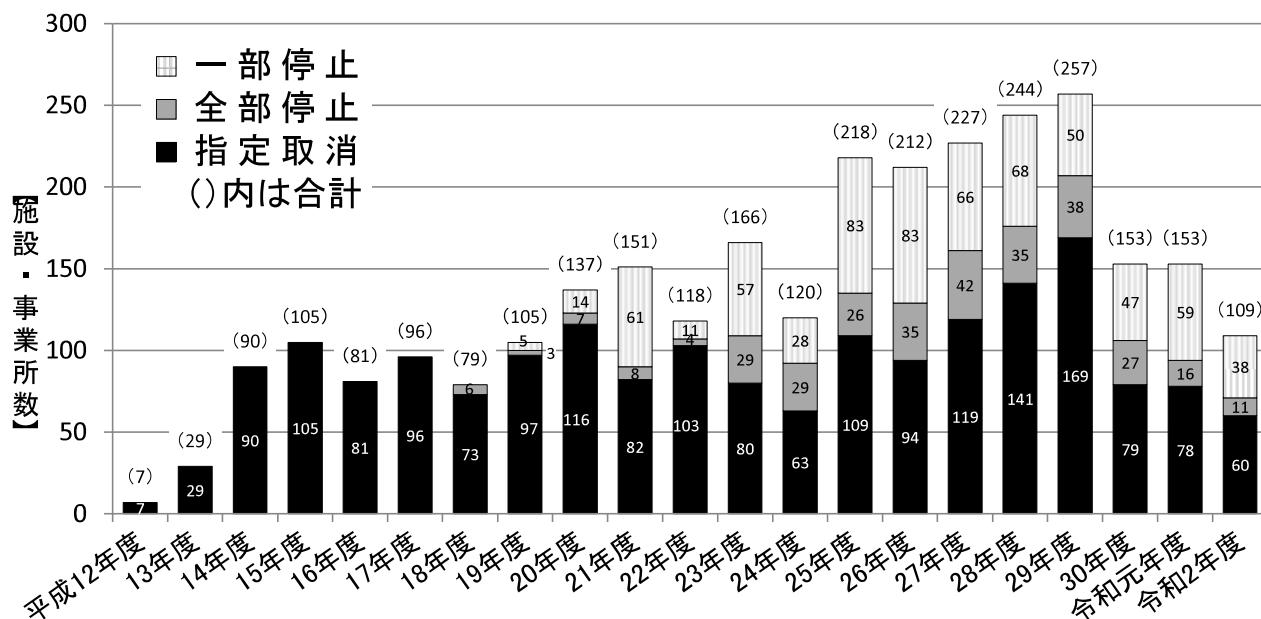
平成 21 年度以降、指定取消・効力の停止処分のあった事業所を運営する事業者に対する特別検査については、厚生労働省及び自治体において合計 490 件実施している。

なお、令和 2 年度単年度では 14 件実施しており、うち 6 件において改善勧告を行っている。

1. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・事業所等 内訳【年度別】(平成12年度～令和2年度)

(図1)

指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数(合計): 2, 857事業所

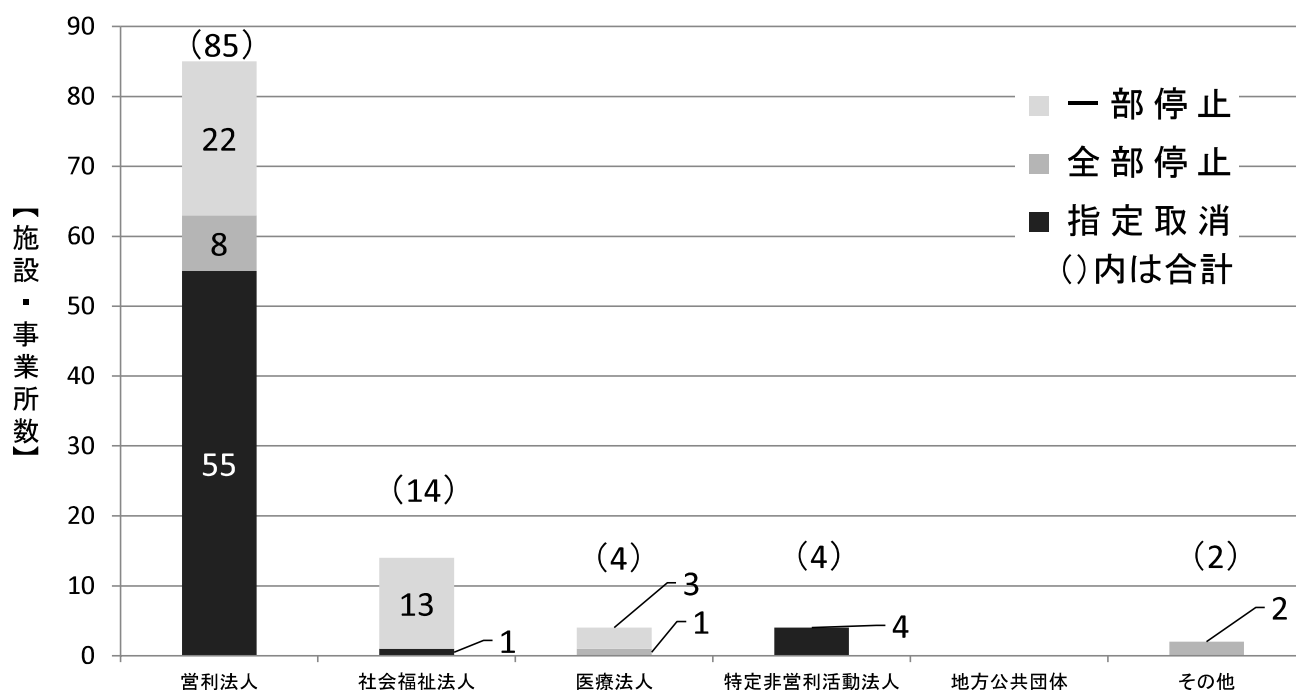


注: 1) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
2) 平成27年度以降には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
3) 効力の停止処分は、平成18年度から施行された。

2. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・ 事業所等内訳【法人種別】(令和2年度)

(図2)

指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数(合計): 109事業所

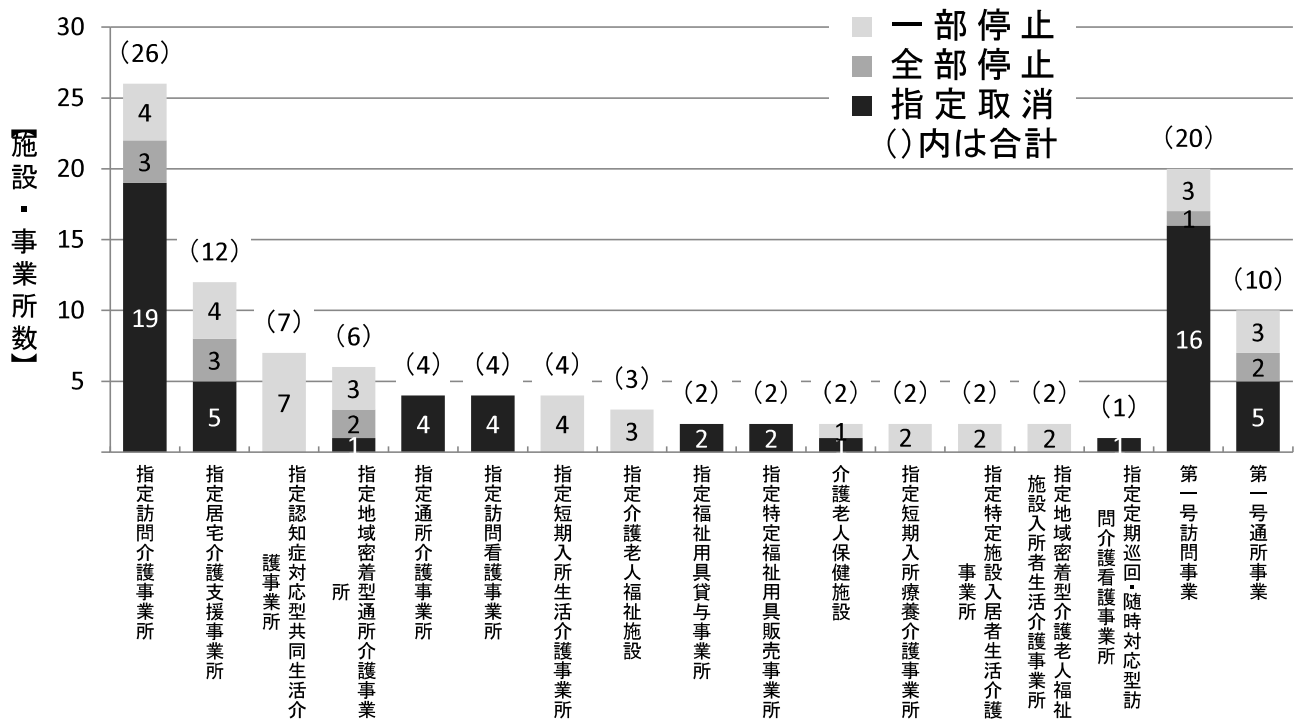


注: 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

3. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・事業所等内訳【サービス別】(令和2年度)

(図3)

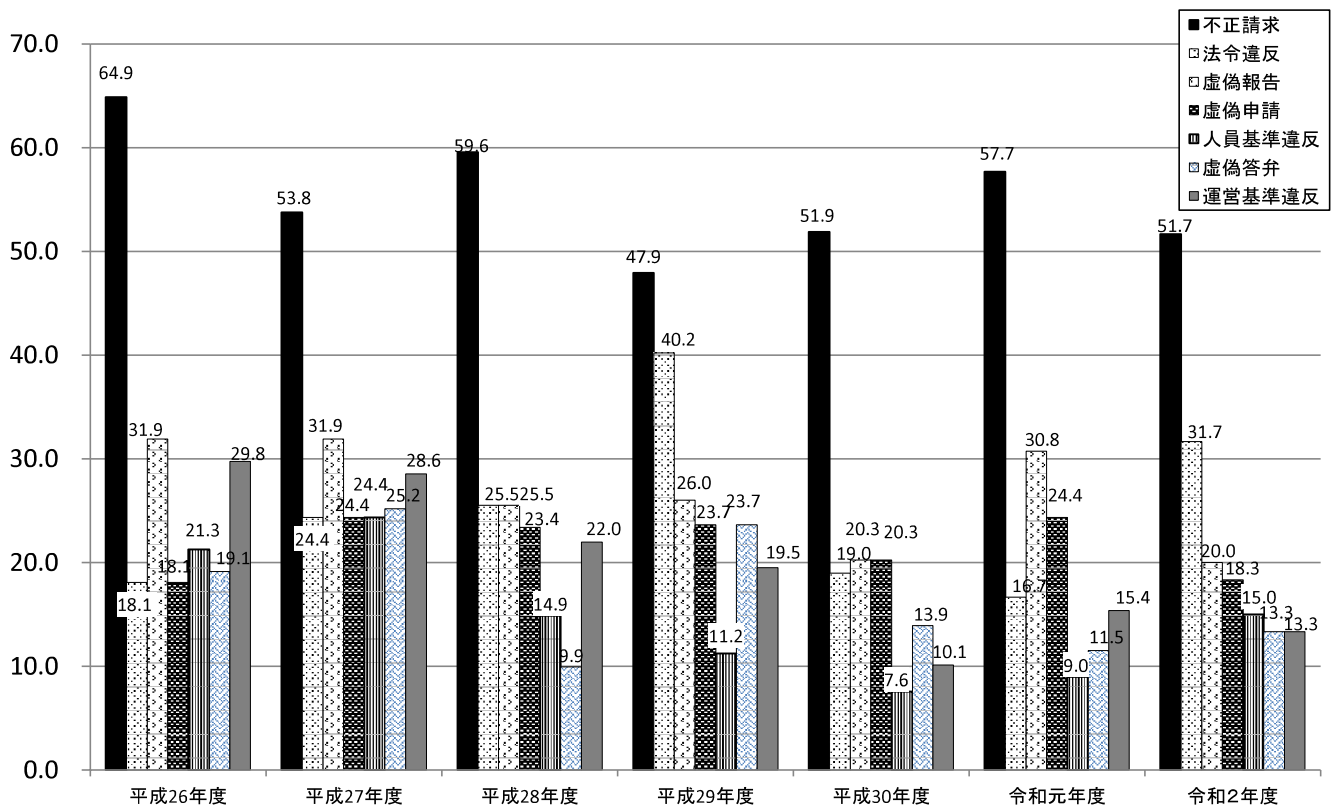
指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数(合計): 109事業所



注: 1) 各サービス毎の件数には、介護予防サービス分を含む。
2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

4. 主な指定取消事由の年次推移(平成26年度～令和2年度)

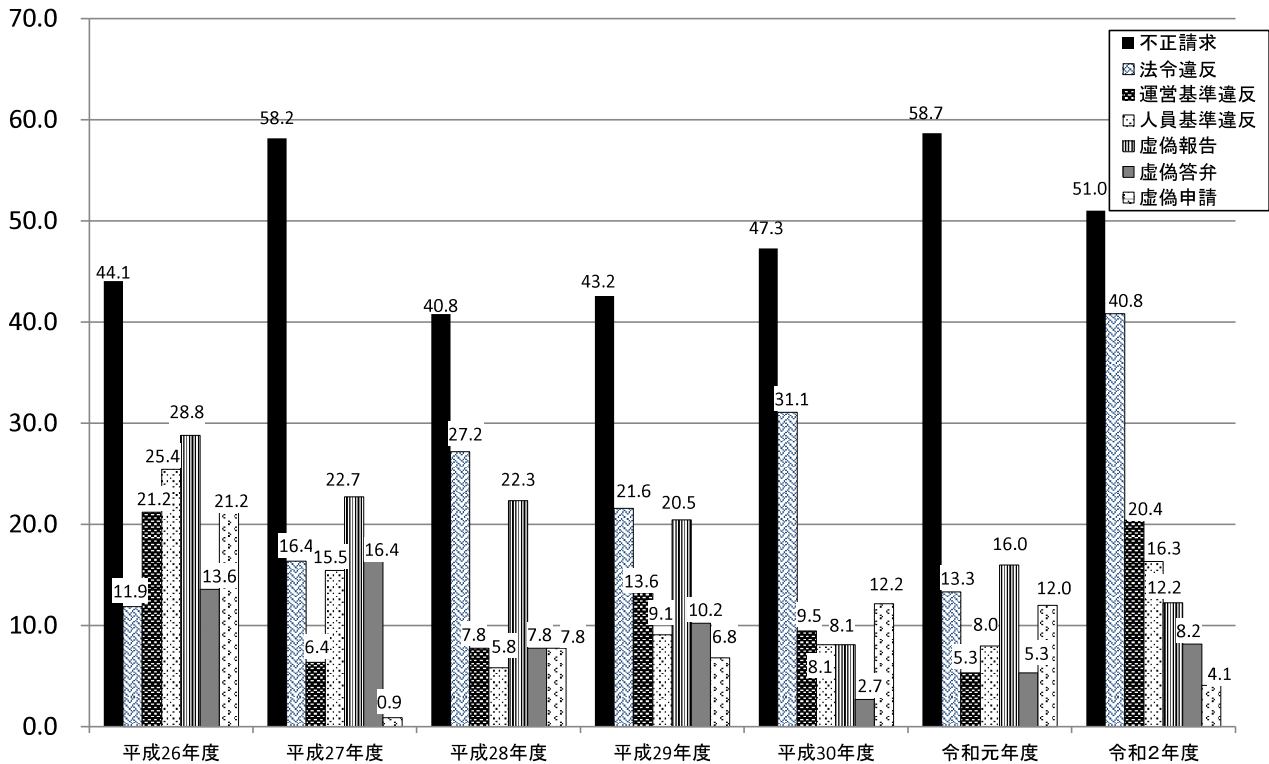
(図4)



注: 1) 各年度の指定取消件数を100としたときの割合である。
2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
3) 平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。

5. 主な指定の効力の停止事由の年次推移 (平成26年度～令和2年度)

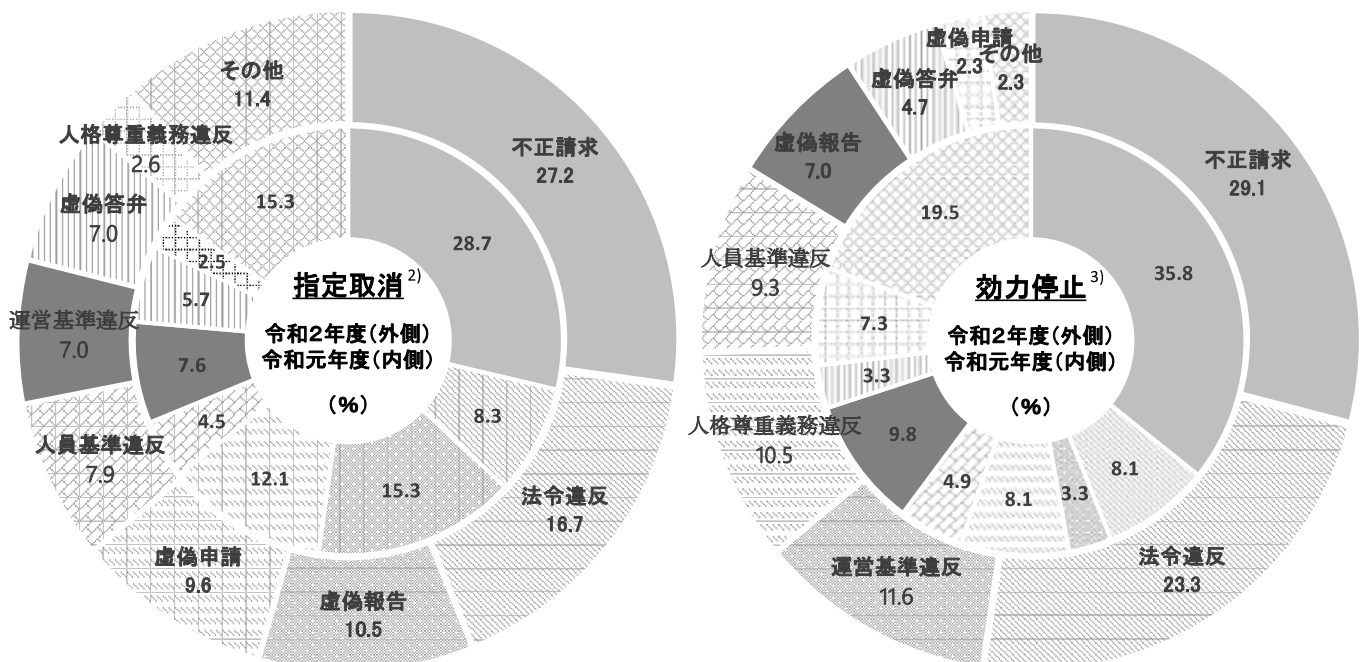
(図5)



- 注：1) 各年度の指定の効力の停止件数を100としたときの割合である。
 2) 指定の効力の停止件数は、一部と全部を合算した値である。
 3) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
 4) 平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。

6. 指定の取消事由・指定の効力の停止事由 (令和元年度・2年度)

(図6)



- 注：1) 指定取消・効力の停止における各年度の処分事由の合計を100としたときの割合である。
 2) 指定取消には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
 3) 効力停止は、指定の効力の一部停止と全部停止を合算したものである。

7. 指定取消事由の状況（令和2年度）

（図7）

介護サービスの種類	指定取消 件数	処分事由(複数回答)								
		人員について、 厚生労働省令で 定める基準を満 たすことができな くなった	設備及び運営に 関する基準に 従った、適切な運 営ができなくなっ た	要介護者の人格 を尊重する義務 に違反した	介護給付費の請 求に関して不正 があった	帳簿書類の提出 命令等に従わ ず、又は虚偽の 報告をした	質問に対し虚偽 の答弁をし、又は 検査を拒み、妨 げた	不正の手段によ り指定を受けた	介護保険法その 他保健医療若し くは福祉に関する 法律に基づく命 令に違反した	その他
		(根拠条文例) 第77条第1項								
		第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号	左記以外
指定訪問介護事業所	(19)	4	6	2	15	8	6	-	3	2
指定訪問看護事業所	(2)	-	-	-	1	-	-	1	-	-
指定通所介護事業所	(4)	1	-	-	3	-	1	3	-	1
指定福祉用具貸与事業所	(1)	-	-	-	-	-	-	1	-	-
指定特定福祉用具販売事業所	(1)	-	-	-	-	-	-	1	-	-
介護老人保健施設	(1)	-	-	-	1	-	-	-	-	1
指定介護予防訪問看護事業所	(2)	-	-	-	-	-	-	1	-	1
指定介護予防福祉用具貸与事業所	(1)	-	-	-	-	-	-	1	-	-
指定特定介護予防福祉用具販売事業所	(1)	-	-	-	-	-	-	1	-	-
指定居宅介護支援事業所	(5)	1	1	1	4	2	-	-	-	3
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	(1)	1	1	-	1	1	-	-	-	-
指定地域密着型通所介護事業所	(1)	1	-	-	-	-	-	1	-	1
第1号訪問事業	(16)	-	-	-	6	1	1	-	12	3
第1号通所事業	(5)	1	-	-	-	-	-	1	4	1
合計	(60)	9	8	3	31	12	8	11	19	13

注：1）（ ）内は令和2年度に指定取消処分を受けた事業所件数である。
2）件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
3）複数の指定取消事由が該当する事業所については、各指定取消事由ごとに計上されるため、指定取消件数と各指定取消事由の合計は一致しない。

8. 指定の効力の停止事由の状況（令和2年度）

（図8）

介護サービスの種類	指定の効力 の 停止件数		処分事由（複数回答）																	
			人員について、 厚生労働省令で 定める基準を 満たすことが できなかった	設備及び 運営に関する 基準に従った、 適切な運営が できなかった	要介護者の 人格を尊重する 義務に違反した	介護給付費の 請求に関して 不正があった	帳簿書類の 提出命令等に 従わず、 又は虚偽の 報告をした	質問に対し 虚偽の答弁をし、 又は検査を 拒み、妨げた	不正の手段 により 指定を受けた	介護保険法その 他保健医療若し くは福祉に関する 法律に基づく命 令に違反した	その他									
			（根拠条文例） 第77条第1項																	
			第3号		第4号		第5号		第6号		第7号		第8号		第9号		第10号		左記以外	
			一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部
指定訪問介護事業所	(4)	(3)	1	-	1	-	1	-	2	2	1	1	1	1	-	-	2	1	-	1
指定短期入所生活介護事業所	(2)	(0)	-	-	1	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定短期入所療養介護事業所	(1)	(0)	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定特定施設入居者生活介護事業所	(1)	(0)	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定介護老人福祉施設	(3)	(0)	-	-	-	-	2	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
介護老人保健施設	(1)	(0)	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定介護予防短期入所生活介護事業所	(2)	(0)	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
指定介護予防短期入所療養介護事業所	(1)	(0)	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	(1)	(0)	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定居宅介護支援事業所	(4)	(3)	-	-	3	-	-	-	3	2	1	-	-	-	-	-	-	1	-	1
指定認知症対応型共同生活介護事業所	(4)	(0)	-	-	1	-	4	-	1	-	-	-	1	-	-	-	2	-	-	-
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	(2)	(0)	1	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定地域密着型通所介護事業所	(3)	(2)	2	1	2	1	-	-	1	2	2	-	-	-	1	-	-	1	-	-
指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	(3)	(0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-
第1号訪問事業	(3)	(1)	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	3	1	-	-
第1号通所事業	(3)	(2)	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	1	-	3	2	-	-
合計	(38)	(11)	7	1	9	1	9	-	17	8	5	1	3	1	2	-	14	6	-	2

注：1）（ ）内は令和2年度に指定の効力の停止処分を受けた事業所件数である。
2）複数の効力の停止事由が該当する事業所については、各停止事由ごとに計上されるため、停止件数と各停止事由の合計は一致しない。

9. 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施結果 【年度別】（平成21年度～令和2年度）

（図9）

特別検査実施事業者数（合計）：490事業者

		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	合計
特別検査実施件数		8	37	20	27	49	46	61	68	58	42	60	14	490
実施 結果 内訳	行政指導に基づく 改善報告件数	－	6	3	2	4	13	13	9	5	8	6	－	69
	改善勧告件数	2	9	8	19	32	28	33	29	33	17	17	6	233
	改善命令件数	－	－	－	－	－	－	3	4	－	－	－	－	7
	その他	6	22	9	6	13	5	12	26	20	17	37	8	181

注）その他の件数は、特別検査を実施したが、改善指導等に至らなかった件数である。

《参考》主な改善勧告理由

- ・法令遵守責任者の役割及び権限が不明確である。
- ・役職員に対して法令遵守の必要性や理解を深めるための取り組みを行っていなかったため、法令遵守に対する意識が不足しており、内部牽制体制も働かなかった。

(1) 令和2年度の指導・監査・指定取消等の状況

第1表 令和2年度介護サービスの種類別にみた指導の実施件数

第2表 令和2年度介護サービスの種類別にみた監査実施事業所件数、監査後の指導・処分等件数

第3表 令和2年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別改善勧告件数

第4表 令和2年度都道府県・指定都市・中核市別にみた改善勧告件数

第5表 令和2年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別指定の効力の停止（一部・全部）件数

第6表 令和2年度都道府県・指定都市・中核市別にみた指定の効力の停止（一部・全部）件数

第7表 令和2年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別指定取消件数

第8表 令和2年度都道府県・指定都市・中核市別にみた指定取消件数

第9表 令和2年度介護サービスの種類別にみた効力の停止事由別指定の効力の停止（一部・全部）件数

第10表 令和2年度介護サービスの種類別にみた取消事由別指定取消件数

第11表 令和2年度介護サービスの種類別にみた指定取消・効力の停止期間別指定の効力の停止（一部・全部）件数

第1表 令和2年度介護サービスの種類別にみた指導の実施件数

介護サービスの種類		所管事業所数 (R2.4.1時点)	実施事業所数			
				うち無通告に よるもの	うち改善報告を 求めた事業所数	うち過誤調整を 指示した事業所数
指定 居宅サ ービ ス	指定訪問介護事業所	35,649	2,365	19	1,215	188
	指定訪問入浴介護事業所	1,735	106	－	23	－
	指定訪問看護事業所	11,855	621	1	285	57
	指定訪問リハビリテーション介護事業所	1,430	56	－	23	2
	指定居宅療養管理指導事業所	1,158	8	－	2	－
	指定通所介護事業所	24,407	1,473	10	771	128
	指定通所リハビリテーション事業所	1,849	120	1	40	2
	指定短期入所生活介護事業所	11,668	817	7	285	14
	指定短期入所療養介護事業所	1,239	135	2	33	9
	指定特定施設入居者生活介護事業所	5,449	310	16	147	11
	指定福祉用具貸与事業所	7,768	521	1	243	7
	指定特定福祉用具販売事業所	7,728	519	1	236	5
施設 指定 サ ービ ス	指定介護老人福祉施設	8,184	798	8	360	43
	介護老人保健施設	4,243	336	3	157	20
	指定介護療養型医療施設	623	15	－	5	2
	介護医療院	492	59	－	28	7
指定 介護 予 防サ ービ ス	指定介護予防訪問介護事業所	43	－	－	－	－
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	1,602	86	－	19	－
	指定介護予防訪問看護事業所	12,105	555	1	222	37
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	1,351	51	－	21	2
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	1,056	12	－	4	1
	指定介護予防通所介護事業所	34	－	－	－	－
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	2,045	97	－	37	3
	指定介護予防防短期入所生活介護事業所	11,170	635	6	231	8
	指定介護予防防短期入所療養介護事業所	1,155	121	2	34	2
	指定介護予防防特定施設入居者生活介護事業所	5,033	283	7	133	10
	指定介護予防防福祉用具貸与事業所	7,671	485	1	209	6
	指定特定介護予防防福祉用具販売事業所	7,680	478	1	200	5
	指定居宅介護支援事業所	44,284	3,872	23	1,724	590
	指定介護予防防支援事業所	5,140	389	1	113	5
指定 地域 密着 型サ ービ ス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1,230	98	1	48	6
	指定夜間対応型訪問介護事業所	236	17	－	3	－
	指定認知症対応型通所介護事業所	4,280	263	4	94	15
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	5,888	486	3	239	39
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	14,871	1,210	16	620	65
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	391	32	1	20	3
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	2,456	268	1	114	24
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	744	66	－	35	5
着 型 指 定 サ ー ビ ス 予 防 密	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	3,826	231	3	65	5
	指定介護予防防小規模多機能型居宅介護事業所	5,177	382	3	173	17
	指定介護予防防認知症対応型共同生活介護事業所	13,781	949	9	443	46
合 計		301,208	20,850	163	9,501	1,512

注：介護保険法第71条及び第72条によるみなし指定を受けた事業所は含まない。

(参考)指導の実施率

介護サービスの種類	所管事業所数 (A)	実施事業所数 (B)	実施率(%) (B)/(A)
指定居宅サービス(予防含む)	162,880	9,854	6.0
介護保険施設サービス	13,542	1,208	8.9
指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所	49,424	4,261	8.6
指定地域密着型サービス(予防含む)	75,362	5,527	7.3
合 計	301,208	20,850	6.9

第2表 令和2年度介護サービスの種類別にみた監査実施事業所件数、監査後の指導・処分等件数

介護サービスの種類		立入検査 ¹⁾ 事業所数	監査結果の状況(件数)					
			行政指導に基 づく改善報告	改善勧告	改善命令	指定の効力の 一部停止	指定の効力の 全部停止	指定取消 ²⁾
指定 居宅サ ービ ス	指定訪問介護事業所	130	66	23	－	4	3	19
	指定訪問入浴介護事業所	2	2	－	－	－	－	－
	指定訪問看護事業所	27	16	7	－	－	－	2
	指定訪問リハビリテーション介護事業所	1	1	－	－	－	－	－
	指定居宅療養管理指導事業所	－	－	－	－	－	－	－
	指定通所介護事業所	64	27	10	－	－	－	4
	指定通所リハビリテーション事業所	2	1	1	－	－	－	－
	指定短期入所生活介護事業所	36	19	7	－	2	－	－
	指定短期入所療養介護事業所	9	4	2	－	1	－	－
	指定特定施設入居者生活介護事業所	25	15	7	－	1	－	－
	指定福祉用具貸与事業所	13	8	2	－	－	－	1
	指定特定福祉用具販売事業所	14	8	2	－	－	－	1
指定 施設 サ ービ ス	指定介護老人福祉施設	61	40	14	－	3	－	－
	介護老人保健施設	26	9	8	－	1	－	1
	指定介護療養型医療施設	－	－	－	－	－	－	－
	介護医療院	1	1	－	－	－	－	－
指定 介護予 防サ ービ ス	指定介護予防訪問介護事業所	1	－	－	－	－	－	－
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	2	1	－	－	－	－	－
	指定介護予防訪問看護事業所	24	16	7	－	－	－	2
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	1	1	－	－	－	－	－
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	－	－	－	－	－	－	－
	指定介護予防通所介護事業所	3	2	－	－	－	－	－
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	1	－	1	－	－	－	－
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	34	19	7	－	2	－	－
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	8	4	2	－	1	－	－
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	16	8	7	－	1	－	－
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	12	8	2	－	－	－	1
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	13	8	2	－	－	－	1
	指定居宅介護支援事業所	50	22	18	－	4	3	5
	指定介護予防支援事業所	1	2	－	－	－	－	－
指定 地域 密着 型サ ービ ス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1	－	1	－	－	－	1
	指定夜間対応型訪問介護事業所	－	－	－	－	－	－	－
	指定認知症対応型通所介護事業所	8	1	2	－	－	－	－
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	15	2	6	－	－	－	－
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	42	18	17	－	4	－	－
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	3	2	－	－	－	－	－
	指定地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護事業所	9	7	1	－	2	－	－
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	4	－	2	－	－	－	－
	指定地域密着型通所介護事業所	31	15	17	－	3	2	1
指定 地域 密着 型 サ ービ ス	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	10	3	3	－	－	－	－
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	14	2	6	－	－	－	－
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	30	11	12	－	3	－	－
日 常 介 護 予 防 サ ービ ス	第1号訪問事業所	40	14	9	－	3	1	16
	第1号通所事業所	31	9	12	－	3	2	5
	第1号生活支援事業所	2	2	－	－	－	－	－
	第1号介護予防支援事業所	－	1	－	－	－	－	－
合 計		817	395	217	－	38	11	60

注：1）立入検査事業所数と監査結果の状況(件数)の合計については、「改善報告を求めない指導」、「翌年度に指導、処分等の実施」、「一つの事業所に複数回の指導等の実施」等の理由により合計件数は一致しない。

注：2）指定取消の件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

第3表 令和2年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別改善勧告件数

介護サービスの種類		総数	営利法人	特定非営利活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他
指定居宅サービス	指定訪問介護事業所	23	21	-	1	-	-	1
	指定訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定訪問看護事業所	7	4	-	1	2	-	-
	指定訪問リハビリテーション介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定通所介護事業所	10	9	-	1	-	-	-
	指定通所リハビリテーション事業所	1	-	-	1	-	-	-
	指定短期入所生活介護事業所	7	2	-	-	5	-	-
	指定短期入所療養介護事業所	2	-	-	2	-	-	-
	指定特定施設入居者生活介護事業所	7	7	-	-	-	-	-
	指定福祉用具貸与事業所	2	2	-	-	-	-	-
	指定特定福祉用具販売事業所	2	2	-	-	-	-	-
指定介護サービス保険施設	指定介護老人福祉施設	14	-	-	-	14	-	-
	介護老人保健施設	8	-	-	7	-	1	-
	指定介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	-	-
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-
指定介護予防サービス	指定介護予防訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問看護事業所	7	4	-	1	2	-	-
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	1	-	-	1	-	-	-
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	7	2	-	-	5	-	-
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	2	-	-	2	-	-	-
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	7	7	-	-	-	-	-
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	2	2	-	-	-	-	-
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	2	2	-	-	-	-	-
	指定居宅介護支援事業所	18	11	1	2	3	-	1
	指定介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-
指定地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1	1	-	-	-	-	-
	指定夜間対応型訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型通所介護事業所	2	1	-	-	-	-	1
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	6	3	1	-	2	-	-
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	17	12	-	1	2	-	2
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	1	-	-	-	1	-	-
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	2	1	-	-	1	-	-
	指定地域密着型通所介護事業所	17	15	-	1	-	-	1
指定地域密着型介護予防サービス	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	3	2	-	-	-	-	1
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	6	3	1	-	2	-	-
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	12	9	-	1	1	-	1
日常生活介護・総合事業	第1号訪問事業所	9	9	-	-	-	-	-
	第1号通所事業所	12	12	-	-	-	-	-
	第1号生活支援事業所	-	-	-	-	-	-	-
	第1号介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-
合 計		217	143	3	22	40	1	8

第4表 令和2年度都道府県・指定都市・中核市別にみた改善勧告件数

都道府県名	都道府県	管内 一般市区町村 (別掲)	指定都市名	指定都市 (別掲)	中核市名	中核市 (別掲)
北海道	7	4	札幌市	5	函館市	2
青森県	-	-	仙台市	9	旭川市	1
岩手県	-	-	さいたま市	-	青森市	-
宮城県	4	2	千葉市	3	八戸市	1
秋田県	-	1	横浜市	-	盛岡市	-
山形県	-	1	川崎市	1	秋田市	-
福島県	-	-	相模原市	1	山形市	-
茨城県	-	-	新潟市	-	福島市	1
栃木県	-	-	静岡市	-	郡山市	1
群馬県	-	2	浜松市	-	いわき市	2
埼玉県	-	-	名古屋市	-	水戸市	-
千葉県	18	6	京都市	8	宇都宮市	-
東京都	2	1	大阪市	12	前橋市	-
神奈川県	12	-	堺市	-	高崎市	-
新潟県	-	1	神戸市	6	川越市	-
富山県	-	-	岡山市	-	川口市	-
石川県	1	-	広島市	1	越谷市	-
福井県	-	1	北九州市	-	船橋市	-
山梨県	-	1	福岡市	19	柏市	-
長野県	-	-	熊本市	-	八王子市	3
岐阜県	-	2	指定都市計	65	横須賀市	-
静岡県	4	2			富山市	-
愛知県	-	-			金沢市	-
三重県	-	3			福井市	-
滋賀県	-	1			甲府市	-
京都府	-	-			長野市	-
大阪府	-	1			岐阜市	4
兵庫県	-	3			豊橋市	-
奈良県	-	-			岡崎市	-
和歌山県	-	-			豊田市	-
鳥取県	-	1			大津市	-
島根県	-	-			豊中市	-
岡山県	1	-			吹田市	2
広島県	-	-			高槻市	-
山口県	-	-			枚方市	-
徳島県	2	2			八尾市	1
香川県	-	-			寝屋川市	1
愛媛県	-	-			東大阪市	3
高知県	-	1			姫路市	-
福岡県	-	-			尼崎市	-
佐賀県	-	7			明石市	-
長崎県	1	-			西宮市	2
熊本県	4	6			奈良市	-
大分県	1	-			和歌山市	-
宮崎県	-	1			鳥取市	2
鹿児島県	-	-			松江市	-
沖縄県	-	4			倉敷市	2
都道府県計	57	54			呉市	-
					福山市	-
					下関市	2
					高松市	10
					松山市	-
					高知市	1
					久留米市	-
					長崎市	-
					佐世保市	-
					大分市	-
					宮崎市	-
					鹿児島市	-
					那覇市	-
					中核市計	41

都道府県・ 指定都市・ 中核市 計	217
----------------------------	-----

第5表 令和2年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別指定の効力の停止(一部・全部)件数

介護サービスの種類		総数		営利法人		特定非営利活動法人		医療法人		社会福祉法人		地方公共団体		その他	
		一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部
指定居宅サービス	指定訪問介護事業所	4	3	4	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	指定訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定訪問看護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定短期入所生活介護事業所	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
	指定短期入所療養介護事業所	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定施設入居者生活介護事業所	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定福祉用具販売事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定介護サービス保険施設	指定介護老人福祉施設	3	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-
	介護老人保健施設	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定介護予防サービス	指定介護予防訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問看護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定居宅介護支援事業所	4	3	2	3	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
	指定介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定夜間対応型訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	4	-	3	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型通所介護事業所	3	2	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
介護予防地域密着型サービス	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	3	-	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
介護予防・日常生活支援総合事業	第1号訪問事業所	3	1	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	第1号通所事業所	3	2	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	第1号生活支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	第1号介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		38	11	22	8	-	-	3	1	13	-	-	-	-	2
		49		30		-		4		13		-		2	

第6表 令和2年度都道府県・指定都市・中核市別にみた指定の効力の停止(一部・全部)件数

都道府県名	都道府県			管内一般市区町村(別掲)		
	総数	一部停止	全部停止	総数	一部停止	全部停止
北海道	-	-	-	1	1	-
青森県	-	-	-	-	-	-
岩手県	-	-	-	-	-	-
宮城県	1	1	-	2	2	-
秋田県	-	-	-	-	-	-
山形県	-	-	-	-	-	-
福島県	-	-	-	-	-	-
茨城県	-	-	-	-	-	-
栃木県	-	-	-	-	-	-
群馬県	1	-	1	-	-	-
埼玉県	-	-	-	-	-	-
千葉県	-	-	-	-	-	-
東京都	-	-	-	2	2	-
神奈川県	1	-	1	-	-	-
新潟県	1	1	-	-	-	-
富山県	-	-	-	-	-	-
石川県	-	-	-	-	-	-
福井県	-	-	-	-	-	-
山梨県	-	-	-	-	-	-
長野県	-	-	-	-	-	-
岐阜県	-	-	-	-	-	-
静岡県	-	-	-	-	-	-
愛知県	-	-	-	-	-	-
三重県	-	-	-	-	-	-
滋賀県	-	-	-	-	-	-
京都府	-	-	-	-	-	-
大阪府	-	-	-	3	2	1
兵庫県	-	-	-	-	-	-
奈良県	-	-	-	-	-	-
和歌山県	-	-	-	-	-	-
鳥取県	-	-	-	-	-	-
島根県	-	-	-	-	-	-
岡山県	1	1	-	-	-	-
広島県	-	-	-	-	-	-
山口県	-	-	-	1	1	-
徳島県	-	-	-	-	-	-
香川県	-	-	-	-	-	-
愛媛県	-	-	-	-	-	-
高知県	-	-	-	-	-	-
福岡県	-	-	-	-	-	-
佐賀県	-	-	-	-	-	-
長崎県	-	-	-	-	-	-
熊本県	-	-	-	-	-	-
大分県	-	-	-	-	-	-
宮崎県	-	-	-	-	-	-
鹿児島県	-	-	-	3	3	-
沖縄県	-	-	-	-	-	-
都道府県計	5	3	2	12	11	1

指定都市名	指定都市(別掲)		
	総数	一部停止	全部停止
札幌市	-	-	-
仙台市	-	-	-
さいたま市	3	3	-
千葉市	-	-	-
横浜市	-	-	-
川崎市	-	-	-
相模原市	-	-	-
新潟市	2	2	-
静岡市	-	-	-
浜松市	-	-	-
名古屋市	3	3	-
京都市	-	-	-
大阪市	6	2	4
堺市	-	-	-
神戸市	1	1	-
岡山市	-	-	-
広島市	-	-	-
北九州市	-	-	-
福岡市	-	-	-
熊本市	2	2	-
指定都市計	17	13	4

中核市名	中核市(別掲)		
	総数	一部停止	全部停止
函館市	-	-	-
旭川市	2	2	-
青森市	-	-	-
八戸市	-	-	-
盛岡市	-	-	-
秋田市	-	-	-
山形市	-	-	-
福島市	-	-	-
郡山市	-	-	-
いわき市	-	-	-
水戸市	-	-	-
宇都宮市	-	-	-
前橋市	-	-	-
高崎市	-	-	-
川越市	4	4	-
川口市	-	-	-
越谷市	-	-	-
船橋市	-	-	-
柏市	-	-	-
八王子市	-	-	-
横須賀市	-	-	-
富山市	-	-	-
金沢市	-	-	-
福井市	-	-	-
甲府市	-	-	-
長野市	-	-	-
岐阜市	-	-	-
豊橋市	1	-	1
岡崎市	-	-	-
豊田市	-	-	-
大津市	-	-	-
豊中市	-	-	-
吹田市	-	-	-
高槻市	-	-	-
枚方市	-	-	-
八尾市	-	-	-
寝屋川市	-	-	-
東大阪市	2	-	2
姫路市	-	-	-
尼崎市	-	-	-
明石市	-	-	-
西宮市	-	-	-
奈良市	-	-	-
和歌山市	-	-	-
鳥取市	-	-	-
松江市	1	1	-
倉敷市	-	-	-
呉市	-	-	-
福山市	-	-	-
下関市	-	-	-
高松市	-	-	-
松山市	-	-	-
高知市	4	4	-
久留米市	-	-	-
長崎市	-	-	-
佐世保市	1	-	1
大分市	-	-	-
宮崎市	-	-	-
鹿児島市	-	-	-
那覇市	-	-	-
中核市計	15	11	4

	総数	一部停止	全部停止
都道府県・ 指定都市・ 中核市 計	49	38	11

第7表 令和2年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別指定取消件数

介護サービスの種類		総数	営利法人	特定非営利活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他
指定居宅サービス	指定訪問介護事業所	19	17	2	-	-	-	-
	指定訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定訪問看護事業所	2	2	-	-	-	-	-
	指定訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定通所介護事業所	4	4	-	-	-	-	-
	指定通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定短期入所生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定短期入所療養介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定福祉用具貸与事業所	1	1	-	-	-	-	-
	指定特定福祉用具販売事業所	1	1	-	-	-	-	-
施設サービス保険	指定介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	-	-
	介護老人保健施設	1	-	-	-	1	-	-
	指定介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	-	-
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-
指定介護予防サービス	指定介護予防訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問看護事業所	2	2	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	1	1	-	-	-	-	-
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	1	1	-	-	-	-	-
	指定居宅介護支援事業所	5	5	-	-	-	-	-
	指定介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-
指定地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1	1	-	-	-	-	-
	指定夜間対応型訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型通所介護事業所	1	1	-	-	-	-	-
	指定地域密着型介護予防サービス	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-
指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所		-	-	-	-	-	-	-
指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所		-	-	-	-	-	-	-
生活支援防・日常生活介護事業	第1号訪問事業所	16	14	2	-	-	-	-
	第1号通所事業所	5	5	-	-	-	-	-
	第1号生活支援事業所	-	-	-	-	-	-	-
	第1号介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-
合 計		60	55	4	-	1	-	-

注：聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

第8表 令和2年度都道府県・指定都市・中核市別にみた指定取消件数

都道府県名	都道府県	管内一般市区町村 (別掲)
北海道	－	－
青森県	－	－
岩手県	－	－
宮城県	1	－
秋田県	2	1
山形県	－	－
福島県	－	－
茨城県	－	－
栃木県	－	－
群馬県	1	3
埼玉県	－	－
千葉県	－	－
東京都	－	－
神奈川県	－	－
新潟県	4	－
富山県	－	－
石川県	－	－
福井県	－	－
山梨県	－	－
長野県	－	－
岐阜県	－	－
静岡県	－	－
愛知県	1	－
三重県	－	－
滋賀県	－	－
京都府	－	－
大阪府	－	4
兵庫県	2	－
奈良県	－	－
和歌山県	－	－
鳥取県	－	－
島根県	－	－
岡山県	－	－
広島県	－	－
山口県	－	－
徳島県	1	2
香川県	－	－
愛媛県	－	－
高知県	－	－
福岡県	－	－
佐賀県	－	－
長崎県	－	－
熊本県	－	－
大分県	－	－
宮崎県	－	－
鹿児島県	－	－
沖縄県	－	－
都道府県計	12	10

指定都市名	指定都市 (別掲)
札幌市	－
仙台市	－
さいたま市	－
千葉市	－
横浜市	－
川崎市	－
相模原市	－
新潟市	－
静岡市	－
浜松市	－
名古屋市	－
京都市	－
大阪市	2
堺市	2
神戸市	－
岡山市	－
広島市	4
北九州市	－
福岡市	5
熊本市	－
指定都市計	13

中核市名	中核市 (別掲)
函館市	－
旭川市	－
青森市	－
八戸市	－
盛岡市	－
秋田市	－
山形市	－
福島市	1
郡山市	－
いわき市	2
水戸市	－
宇都宮市	－
前橋市	－
高崎市	－
川越市	－
川口市	－
越谷市	－
船橋市	－
柏市	2
八王子市	－
横須賀市	－
富山市	－
金沢市	－
福井市	－
甲府市	－
長野市	－
岐阜市	－
豊橋市	2
岡崎市	－
豊田市	－
大津市	－
豊中市	－
吹田市	3
高槻市	－
枚方市	－
八尾市	2
寝屋川市	－
東大阪市	1
姫路市	4
尼崎市	－
明石市	－
西宮市	－
奈良市	－
和歌山市	3
鳥取市	－
松江市	－
倉敷市	－
呉市	－
福山市	－
下関市	－
高松市	－
松山市	－
高知市	－
久留米市	－
長崎市	－
佐世保市	－
大分市	5
宮崎市	－
鹿児島市	－
那覇市	－
中核市計	25

都道府県・ 指定都市・ 中核市 計	60
----------------------------	----

注：聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

第9表 令和2年度介護サービスの種類別にみた処分事由別指定の効力の停止(一部・全部)件数

介護サービスの種類		指定の効力の 停止件数			効力の停止事由(複数回答)																		
					人員について、 厚生労働省令で 定める基準を 満たすことが できなくなった	設備及び 運営に関する 基準に従った、 適切な運営が できなくなった	要介護者の 人格を尊重する 義務に違反した	介護給付費の 請求に関して 不正があった	帳簿書類の 提出命令等に 従わず、 又は虚偽の 報告をした	質問に対し 虚偽の答弁を し、 又は検査を 拒み、妨げた	不正の手段 により 指定を受けた	介護保険法そ の他保健医療 若しくは福祉に 関する法律に基 づく 命令に違反した	その他										
					(根拠条用例) 第77条第1項																		
					第3号		第4号		第5号		第6号		第7号		第8号		第9号		第10号		左記以外		
					一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部
指定 居宅サ ービ ス	指定訪問介護事業所	7	4	3	1	-	1	-	1	-	2	2	1	1	1	1	-	-	2	1	-	1	
	指定訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定訪問看護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定短期入所生活介護事業所	2	2	-	-	-	1	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定短期入所療養介護事業所	1	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定特定施設入居者生活介護事業所	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定特定福祉用具販売事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
指定 サ ー ビ ス 保 険 施 設	指定介護老人福祉施設	3	3	-	-	-	-	-	2	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	
	介護老人保健施設	1	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
指定 介 護 予 防 サ ー ビ ス	指定介護予防訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定介護予防訪問看護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定介護予防通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	2	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	1	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定居宅介護支援事業所	7	4	3	-	-	3	-	-	-	3	2	1	-	-	-	-	-	-	1	-	1	
	指定介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
指定 地 域 密 着 型 サ ー ビ ス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定夜間対応型訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	4	4	-	-	-	1	-	4	-	1	-	-	-	1	-	-	-	2	-	-	-	
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護事業所	2	2	-	1	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定地域密着型通所介護事業所	5	3	2	2	1	2	1	-	-	1	2	2	-	-	-	1	-	-	1	-	-	
型 サ ー ビ ス 防 止	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	
	生活介護・支援・日常生活介護事業所	第1号訪問事業所	4	3	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	3	1	-	-	
業 支 援 防 止 ・ 日 常	第1号通所事業所	5	3	2	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	1	-	3	2	-	-		
	第1号生活支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	第1号介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	合 計	49	38	11	7	1	9	1	9	-	17	8	5	1	3	1	2	-	14	6	-	2	

注：複数の効力の停止事由が該当する事業所については、各事由ごとに計上されるため、効力の停止件数と各事由の合計は一致しない。

第10表 令和2年度介護サービスの種類別にみた処分事由別指定取消件数

介護サービスの種類		指定取消 件数	取消事由(複数回答)								
			人員について、 厚生労働省令 で定める基準を 満たすことが できなくなった	設備及び 運営に関する 基準に従った、 適切な運営が できなくなった	要介護者の 人格を尊重す る 義務に違反した	介護給付費の 請求に関して 不正があった	帳簿書類の 提出命令等に 従わず、 又は虚偽の 報告をした	質問に対し 虚偽の答弁を し、又は検査を 拒み、妨げた	不正の手段 により 指定を受けた	介護保険法そ の他保健医療 若しくは福祉に 関する法律に 基づく 命令に違反した	その他
			(根拠条文例) 第77条第1項								
			第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号	左記以外
指定 居宅 サ ー ビ ス	指定訪問介護事業所	19	4	6	2	15	8	6	-	3	2
	指定訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定訪問看護事業所	2	-	-	-	1	-	-	1	-	-
	指定訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定通所介護事業所	4	1	-	-	3	-	1	3	-	1
	指定通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定短期入所生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定短期入所療養介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定福祉用具貸与事業所	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	指定特定福祉用具販売事業所	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-
指定 サ ー ビ ス 保 険 機 構	指定介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護老人保健施設	1	-	-	-	1	-	-	-	-	1
	指定介護療養型医療施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定 介 護 予 防 サ ー ビ ス	指定介護予防訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防訪問看護事業所	2	-	-	-	-	-	-	1	-	1
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	指定居宅介護支援事業所	5	1	1	1	4	2	-	-	-	3
	指定介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定 地 域 密 着 型 サ ー ビ ス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1	1	1	-	1	1	-	-	-	-
	指定夜間対応型訪問介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定地域密着型通所介護事業所	1	1	-	-	-	-	-	1	-	1
指定 地 域 密 着 型 介 護 予 防 サ ー ビ ス	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業	第1号訪問事業所	16	-	-	-	6	1	1	-	12	3
	第1号通所事業所	5	1	-	-	-	-	-	1	4	1
	第1号生活支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	第1号介護予防支援事業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		60	9	8	3	31	12	8	11	19	13

注：１）複数の取消事由が該当する事業所については、各取消事由ごとに計上されるため、指定取消件数と各取消事由の合計は一致しない。
２）聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

第11表 令和2年度介護サービスの種類別にみた指定取消・効力の停止期間別指定の効力の停止(一部・全部)件数

介護サービスの種類		総数	一部停止				全部停止				取消
			1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	
指定居宅サービス	指定訪問介護事業所	7	2	2	—	—	1	2	—	—	19
	指定訪問入浴介護事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定訪問看護事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
	指定訪問リハビリテーション事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定居宅療養管理指導事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定通所介護事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4
	指定通所リハビリテーション事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定短期入所生活介護事業所	2	—	2	—	—	—	—	—	—	—
	指定短期入所療養介護事業所	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—
	指定特定施設入居者生活介護事業所	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定福祉用具貸与事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
	指定特定福祉用具販売事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
指定介護保険施設	指定介護老人福祉施設	3	—	2	—	1	—	—	—	—	—
	介護老人保健施設	1	—	—	—	1	—	—	—	—	1
	指定介護療養型医療施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	介護医療院	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
指定介護予防サービス	指定介護予防訪問介護事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定介護予防訪問看護事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定介護予防通所介護事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	2	—	2	—	—	—	—	—	—	—
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
	指定居宅介護支援事業所	7	2	2	—	—	3	—	—	—	5
	指定介護予防支援事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
指定地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
	指定夜間対応型訪問介護事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定認知症対応型通所介護事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	4	1	2	—	1	—	—	—	—	—
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	2	1	1	—	—	—	—	—	—	—
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定地域密着型通所介護事業所	5	1	2	—	—	—	2	—	—	1
指定地域密着型介護予防サービス	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	3	1	1	—	1	—	—	—	—	—
介護予防・日常生活支援総合事業	第1号訪問事業所	4	2	1	—	—	—	1	—	—	16
	第1号通所事業所	5	1	2	—	—	—	2	—	—	5
	第1号生活支援事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	第1号介護予防支援事業所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計		49	13	19	—	6	4	7	—	—	60

注:1) 取消の件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

(2) 年度別の指定取消等の状況

第1表 都道府県別にみた年度別指定の効力の停止(一部・全部)件数(平成21年度～令和2年度)

第2表 都道府県別にみた年度別指定取消件数(平成12年度～令和2年度)

第3表 指定取消等の年度別にみた介護給付費の返還額の状況(平成12年度～令和2年度)

第1表 都道府県別にみた年度別指定の効力の停止(一部・全部)件数(平成21年度～令和2年度)

都道府県名	平成 21年度		平成 22年度		平成 23年度		平成 24年度		平成 25年度		平成 26年度		平成 27年度		平成 28年度		平成 29年度		平成 30年度		令和 元年度		令和 2年度		合計
	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	一部	全部	
北海道	-	-	-	-	-	-	3	-	3	1	13	2	5	12	10	-	2	1	5	-	5	2	3	-	67
青森県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	3
岩手県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宮城県	-	-	2	-	3	-	1	-	-	-	4	4	6	-	1	-	-	-	4	-	-	-	3	-	30
秋田県	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6
山形県	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	4
福島県	-	-	-	-	-	-	2	4	-	-	9	-	-	-	4	-	2	-	-	-	5	-	-	-	26
茨城県	2	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8
栃木県	-	-	-	-	1	1	1	-	4	-	3	-	-	-	-	-	5	-	4	-	-	-	-	-	19
群馬県	-	-	-	-	-	-	2	-	2	4	2	-	-	6	2	-	4	4	2	4	-	6	-	1	39
埼玉県	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	1	2	-	-	3	3	-	-	1	7	-	23
千葉県	2	-	-	-	-	-	-	1	4	2	7	7	1	-	-	-	5	-	1	-	-	-	-	-	34
東京都	46	-	2	-	3	-	2	-	1	1	8	-	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	73
神奈川県	-	-	-	-	6	-	-	-	3	-	4	-	3	2	2	10	3	6	-	3	6	-	-	1	52
新潟県	-	-	-	-	7	-	-	-	3	-	2	-	3	-	2	-	-	-	-	-	5	-	3	-	25
富山県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石川県	1	-	2	-	4	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	14
福井県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山梨県	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6
長野県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2
岐阜県	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	2	-	-	7
静岡県	-	-	1	-	10	4	-	2	10	-	3	2	2	-	1	4	-	3	1	1	1	1	-	-	46
愛知県	-	-	-	-	14	-	-	-	10	-	6	-	9	1	3	-	3	1	3	-	2	1	3	1	57
三重県	5	2	1	2	-	-	1	1	7	2	1	-	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	28
滋賀県	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	4
京都府	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2	3	-	-	2	-	-	-	8
大阪府	-	-	-	-	-	8	1	5	16	6	2	4	12	7	12	7	2	5	2	7	5	1	4	7	113
兵庫県	-	-	-	-	-	-	4	-	-	6	3	-	2	4	3	2	3	3	7	-	5	2	1	-	45
奈良県	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
和歌山県	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	1	-	7	-	2	-	-	2	-	-	-	-	16
鳥取県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
島根県	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-	6
岡山県	-	3	-	-	1	-	-	1	-	2	-	6	1	-	-	-	-	-	-	2	-	-	1	-	17
広島県	2	-	-	1	-	-	2	-	-	-	2	-	2	-	1	-	4	-	4	-	7	-	-	-	25
山口県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	2	1	3	-	2	-	-	1	-	11
徳島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	3
香川県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	4	-	-	2	4	8	6	3	1	1	-	-	-	30
愛媛県	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
高知県	2	-	1	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-	-	1	-	-	4	-	17
福岡県	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	1	-	1	-	-	-	2	-	-	4	-	-	-	-	11
佐賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	7	-	1	-	3	-	-	-	-	-	1	-	-	-	18
長崎県	-	-	-	-	-	2	3	5	-	-	-	2	-	4	7	-	2	-	-	-	-	-	-	1	30
熊本県	-	1	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	2	-	10
大分県	-	1	-	-	-	2	-	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14
宮崎県	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	5	-	1	-	-	2	-	-	-	-	-	12
鹿児島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	-	-	-	-	-	3	-	3	11
沖縄県	-	-	-	-	3	-	-	1	-	-	2	2	-	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	12
合 計	61	8	11	4	57	29	28	29	83	26	83	35	66	42	68	35	50	38	47	27	59	16	38	11	986

注:各都道府県の数値には、指定都市及び中核市を含む。

第2表 都道府県別にみた年度別指定取消件数(平成12年度～令和2年度)

都道府県名	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	合計
北海道	-	3	11	7	4	16	3	2	8	-	4	5	2	2	-	-	5	-	1	4	-	77
青森県	-	-	-	2	-	-	1	-	1	-	2	1	-	-	4	11	4	-	-	3	-	29
岩手県	-	-	-	-	2	1	1	2	-	-	-	-	2	-	-	-	2	-	-	-	-	10
宮城県	-	-	2	-	8	1	-	2	6	3	-	2	-	2	1	-	1	3	-	-	1	32
秋田県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	3	-	-	-	-	-	3	8
山形県	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	2	-	-	1	-	3	-	-	-	9
福島県	1	-	-	-	6	2	-	7	2	1	-	-	-	-	4	-	2	-	2	-	4	34
茨城県	-	-	-	3	-	2	-	11	1	3	-	2	2	5	-	-	-	-	-	-	-	29
栃木県	1	-	3	4	2	1	-	1	7	-	-	-	-	1	-	4	-	-	-	-	-	24
群馬県	-	1	4	3	2	-	2	1	4	2	-	-	-	3	6	5	3	11	1	2	4	54
埼玉県	-	6	2	-	-	-	4	-	6	5	1	-	-	2	-	1	4	13	4	2	-	50
千葉県	-	-	1	-	6	-	2	4	10	-	-	-	2	3	13	2	-	-	1	-	2	46
東京都	-	3	4	3	5	4	24	19	15	6	10	6	-	-	-	-	5	-	5	8	-	117
神奈川県	-	-	1	-	1	3	2	-	2	3	3	-	-	12	4	10	10	14	1	-	-	66
新潟県	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	1	-	2	2	4	14
富山県	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
石川県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	1	-	9
福井県	-	-	-	-	2	10	-	2	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	2	-	19
山梨県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	2	-	1	-	8
長野県	-	-	-	4	-	-	-	4	-	-	-	3	1	-	2	1	-	-	-	-	-	15
岐阜県	-	-	3	3	3	-	-	-	-	-	2	2	-	-	4	-	-	-	-	-	-	17
静岡県	-	-	3	-	1	2	2	1	-	4	8	12	4	4	1	-	4	7	-	-	-	53
愛知県	-	-	3	1	2	3	-	5	-	2	-	-	-	-	5	5	14	8	2	2	3	53
三重県	-	4	-	1	-	-	-	-	7	2	7	-	-	1	3	-	-	-	-	-	-	25
滋賀県	-	-	1	3	7	2	2	1	-	-	-	1	-	-	10	-	-	-	-	4	-	31
京都府	-	3	30	12	1	10	3	-	-	-	-	-	-	-	8	6	2	-	-	-	-	75
大阪府	1	2	10	5	9	2	3	6	2	12	19	-	5	12	7	25	34	48	16	11	14	243
兵庫県	-	1	2	-	1	1	6	9	4	2	8	2	-	4	10	9	1	5	13	3	6	87
奈良県	-	-	2	1	-	-	3	-	-	3	2	-	-	-	-	2	4	3	-	4	-	24
和歌山県	1	-	-	3	-	-	-	-	-	5	3	3	9	-	-	-	3	4	3	3	3	40
鳥取県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	6	5	3	-	-	-	16
根拠県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2	-	2	2	1	-	-	8
岡山県	-	-	-	-	-	2	-	8	9	6	1	2	2	2	-	-	-	3	-	-	-	35
広島県	-	-	-	6	-	-	1	-	1	1	5	2	8	12	2	5	9	10	-	5	4	71
山口県	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	3	2	3	-	-	-	-	-	11
徳島県	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	13	5	9	9	2	2	3	-	5	8	3	62
香川県	-	-	2	2	-	8	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	14
愛媛県	-	-	-	-	2	2	-	1	2	8	-	2	2	3	-	2	-	-	-	-	-	24
高知県	-	-	-	-	-	2	1	5	10	-	-	2	2	-	-	-	-	12	-	-	-	34
福岡県	-	-	-	20	3	8	7	-	2	3	1	-	-	2	-	4	7	13	14	2	5	91
佐賀県	-	-	-	1	-	2	-	3	3	-	-	-	-	5	2	-	2	-	-	-	-	18
長崎県	-	3	-	1	-	1	-	-	-	-	3	2	3	9	-	6	7	-	-	-	-	35
熊本県	1	-	1	1	1	4	-	3	-	2	8	10	5	-	-	-	4	-	7	2	-	49
大分県	-	-	-	-	5	-	-	-	6	3	2	-	-	1	6	2	-	-	1	-	5	31
宮崎県	2	-	1	3	2	2	3	-	3	-	-	-	-	2	-	2	5	-	-	1	-	26
鹿児島県	-	-	-	13	2	2	3	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2	4	-	34
沖縄県	-	-	-	2	1	1	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12
合 計	7	29	90	105	81	96	73	97	116	82	103	80	63	109	94	119	141	169	79	78	60	1,871

注:1)聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。

注:2)各都道府県の数値には、指定都市及び中核市分を含む。

注:3)平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。

第3表 指定取消等の年次別にみた介護給付費の返還額の状況

(令和2年度末時点)

指定取消等年次	1) 指定取消等 事業所数	2) 返還対象 延事業所数	返還額の状況(単位:百万円)			
			3) 返還請求額	返還済額	不納欠損額	4) 未済額
平成12年度	7	1	2	2	0	0
平成13年度	29	18	130	57	10	63
平成14年度	90	69	1,805	708	574	523
平成15年度	105	103	1,022	345	434	244
平成16年度	81	65	627	302	164	160
平成17年度	96	131	2,107	1,425	276	405
平成18年度	79	66	606	57	143	406
平成19年度	105	107	879	716	37	126
平成20年度	137	90	833	343	406	84
平成21年度	151	90	353	179	117	57
平成22年度	118	73	1,213	418	768	26
平成23年度	166	214	4,315	2,638	215	1,462
平成24年度	120	73	253	145	27	81
平成25年度	218	185	1,046	440	377	230
平成26年度	212	140	679	544	79	56
平成27年度	227	187	510	304	163	43
平成28年度	244	207	902	505	99	299
平成29年度	257	219	1,059	757	209	93
平成30年度	153	198	1,014	401	249	364
令和元年度	153	203	1,137	451	0	686
令和2年度	109	98	691	497	7	186
合計	2,857	2,537	21,182	11,234	4,355	5,593

注:1) 指定取消等事業所数は、指定取消(聴聞通知後に廃止届が提出された事業所を含む)、指定の効力の一部又は全部停止を行った数である。

2) 1つの介護サービス事業者に対する処分に伴い、複数の市区町村で返還金が生じる場合があるため、指定取消等事業所数より返還対象延事業所数が多いことがある。

3) 返還請求額には、加算金の額を含む。

4) 未済額には、分割納付等による返還予定の額を含む。

(3) 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する 届出・確認検査の状況

第1表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数(総括表)

第2表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数・一般検査の実施状況(法人の種類別)

第3表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数・一般検査の実施状況(事業者規模区分別)

第4表 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施状況(法人の種類別)

第5表 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施状況(事業者規模区分別)

1. 業務管理体制の整備に関する所管事業者数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
厚生労働省所管 (本省、地方厚生局)	962	962	1,021	1,081	1,188	1,263	133	150	151	156	159	165
都道府県所管	42,603	42,729	45,868	49,714	51,096	50,846	45,869	49,310	50,641	50,886	50,955	48,549
指定都市所管	634	629	652	684	1,503	1,737	11,041	9,417	12,324	14,814	14,109	13,923
中核市所管	425	420	424	441	1,160	1,245	1,309	1,477	1,589	2,109	2,470	3,005
指定都市・中核市 以外の市町村所管	1,750	1,791	1,701	1,879	1,941	2,022	1,854	4,345	2,504	3,132	3,217	3,555
合計	46,374	46,531	49,666	53,799	56,888	57,113	60,206	64,699	67,209	71,097	70,910	69,197

2. 業務管理体制の整備に関する「一般検査」の実施状況について

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	計
厚生労働省所管 (本省、地方厚生局)	7 (-)	134 (-)	117 (3)	198 (1)	215 (2)	326 (10)	10 (-)	33 (4)	33 (2)	32 (-)	28 (-)	1 (1)	1,134 (23)
都道府県所管	129 (4)	2,267 (48)	5,243 (137)	4,188 (169)	5,257 (42)	5,558 (154)	5,103 (174)	5,312 (195)	5,989 (345)	6,398 (233)	5,840 (332)	4,634 (147)	55,918 (1,980)
指定都市・中核市所管	2 (-)	38 (-)	362 (162)	160 (47)	525 (55)	385 (30)	1,880 (114)	1,505 (91)	1,889 (124)	2,275 (146)	1,725 (22)	2,597 (158)	13,343 (949)
指定都市・中核市 以外の市町村所管	116 (25)	125 (19)	177 (16)	273 (73)	212 (37)	275 (27)	236 (38)	310 (97)	208 (51)	246 (32)	241 (75)	178 (16)	2,597 (506)
合計	254 (29)	2,564 (67)	5,899 (318)	4,819 (290)	6,209 (136)	6,544 (221)	7,229 (326)	7,160 (387)	8,119 (522)	8,951 (411)	7,834 (429)	7,410 (322)	72,992 (3,458)

※ 下段の()はうち改善報告を求めた件数

3. 業務管理体制の整備に関する「特別検査」の実施状況について

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	計
厚生労働省所管 (本省、地方厚生局)	1 (-)	5 (4)	2 (1)	3 (3)	6 (4)	3 (3)	4 (4)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	- (-)	- (-)	29 (24)
都道府県所管	7 (2)	30 (10)	18 (10)	24 (18)	37 (26)	40 (37)	38 (35)	48 (34)	31 (24)	30 (13)	29 (16)	11 (3)	343 (228)
指定都市・中核市所管	- (-)	2 (1)	- (-)	- (-)	3 (3)	1 (1)	15 (10)	10 (6)	25 (12)	7 (3)	15 (6)	3 (3)	81 (45)
指定都市・中核市 以外の市町村所管	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (3)	2 (-)	4 (-)	8 (-)	- (-)	4 (-)	16 (1)	- (-)	37 (4)
合計	8 (2)	37 (15)	20 (11)	27 (21)	49 (36)	46 (41)	61 (49)	68 (42)	58 (38)	42 (17)	60 (23)	14 (6)	490 (301)

※ 下段の()はうち勧告等を行った件数

第1表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数(総括表)

(令和2年度)

	指定等を受けている事業所数による区分	業務管理体制の整備に関する届出事業者数(R2.4.1現在)	法人の種類					
			営利法人	特定非営利活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他
(1)厚生労働省所管	大	45	36	-	2	4	-	3
	中	82	64	-	7	8	-	3
	小	38	32	2	1	-	-	3
	合計	165	132	2	10	12	-	9
(2)都道府県所管	大	39	21	-	1	15	-	2
	中	1,358	372	19	257	620	5	85
	小	47,152	31,062	2,265	4,834	6,296	1,149	1,546
	合計	48,549	31,455	2,284	5,092	6,931	1,154	1,633
(3)指定都市所管	大	2	-	-	-	2	-	-
	中	121	10	1	24	74	1	11
	小	13,800	10,758	601	1,176	915	8	342
	合計	13,923	10,768	602	1,200	991	9	353
(4)中核市所管	大	-	-	-	-	-	-	-
	中	15	-	-	4	9	-	2
	小	2,990	2,427	149	172	189	5	48
	合計	3,005	2,427	149	176	198	5	50
(5)「(3)・(4)」以外の市町村所管	大	3	3	-	-	-	-	-
	中	7	2	-	1	4	-	-
	小	3,545	2,490	339	172	339	58	147
	合計	3,555	2,495	339	173	343	58	147
総 合 計 (1)～(5)	大	89	60	-	3	21	-	5
	中	1,583	448	20	293	715	6	101
	小	67,525	46,769	3,356	6,355	7,739	1,220	2,086
	総計	69,197	47,277	3,376	6,651	8,475	1,226	2,192

第2表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数・一般検査の実施状況(法人の種類別)

(令和2年度)

	法人種別	業務管理体制の整備に関する届出事業者数 (R2.4.1現在)	計画上の事業者数 (令和2年度)	令和2年度に一般検査を実施した事業者数					
				うち書面検査		うち実地検査		合計	
				(A)	うち改善報告を求めた事業者数 (a)	(B)	うち改善報告を求めた事業者数 (b)	(A)+(B)	(a)+(b)
(1)厚生労働省所管	営利法人	132	7	-	-	1	1	1	1
	特定非営利活動法人	2	-	-	-	-	-	-	-
	医療法人	10	-	-	-	-	-	-	-
	社会福祉法人	12	-	-	-	-	-	-	-
	地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	9	1	-	-	-	-	-	-
	(小計)	165	8	-	-	1	1	1	1
(2)都道府県所管	営利法人	31,455	3,300	2,548	88	259	24	2,807	112
	特定非営利活動法人	2,284	301	243	1	13	1	256	2
	医療法人	5,092	636	447	7	82	3	529	10
	社会福祉法人	6,931	960	679	16	147	6	826	22
	地方公共団体	1,154	89	66	-	5	-	71	-
	その他	1,633	167	124	1	21	-	145	1
	(小計)	48,549	5,453	4,107	113	527	34	4,634	147
(3)指定都市所管	営利法人	10,768	1,430	1,325	67	65	1	1,390	68
	特定非営利活動法人	602	57	48	4	5	-	53	4
	医療法人	1,200	152	141	4	4	-	145	4
	社会福祉法人	991	133	127	4	2	-	129	4
	地方公共団体	9	2	2	-	-	-	2	-
	その他	353	49	46	1	6	-	52	1
	(小計)	13,923	1,823	1,689	80	82	1	1,771	81
(4)中核市所管	営利法人	2,427	705	645	57	27	6	672	63
	特定非営利活動法人	149	32	37	4	2	1	39	5
	医療法人	176	24	42	3	2	-	44	3
	社会福祉法人	198	32	40	4	4	1	44	5
	地方公共団体	5	5	5	-	-	-	5	-
	その他	50	10	21	1	1	-	22	1
	(小計)	3,005	808	790	69	36	8	826	77
(5)「(3)・(4)」以外の市町村所管	営利法人	2,495	115	50	4	39	6	89	10
	特定非営利活動法人	339	21	9	-	6	-	15	-
	医療法人	173	9	4	1	5	1	9	2
	社会福祉法人	343	49	34	1	14	-	48	1
	地方公共団体	58	1	-	-	1	-	1	-
	その他	147	32	13	1	3	2	16	3
	(小計)	3,555	227	110	7	68	9	178	16
総計 (1)～(5)	営利法人	47,277	5,557	4,568	216	391	38	4,959	254
	特定非営利活動法人	3,376	411	337	9	26	2	363	11
	医療法人	6,651	821	634	15	93	4	727	19
	社会福祉法人	8,475	1,174	880	25	167	7	1,047	32
	地方公共団体	1,226	97	73	-	6	-	79	-
	その他	2,192	259	204	4	31	2	235	6
	(合計)	69,197	8,319	6,696	269	714	53	7,410	322

第3表 業務管理体制の整備に関する届出事業者数・一般検査の実施状況(事業者規模区分別)

(令和2年度)

	指定等を受けている事業所数による区分	業務管理体制の整備に関する届出事業者数(R2.4.1現在)	計画上の事業者数(令和2年度)	令和2年度に一般検査を実施した事業者数					
				うち書面検査		うち実地検査		合計	
				(A)	うち改善報告を求めた事業者数(a)	(B)	うち改善報告を求めた事業者数(b)	(A)+(B)	(a)+(b)
(1)厚生労働省所管	大	45	1	-	-	-	-	-	-
	中	82	7	-	-	1	1	1	1
	小	38	-	-	-	-	-	-	-
	(合計)	165	8	-	-	1	1	1	1
(2)都道府県所管	大	39	9	5	1	7	-	12	1
	中	1,358	162	142	5	20	1	162	6
	小	47,152	5,282	3,960	107	500	33	4,460	140
	(合計)	48,549	5,453	4,107	113	527	34	4,634	147
(3)指定都市所管	大	2	-	-	-	-	-	-	-
	中	121	19	17	-	-	-	17	-
	小	13,800	1,804	1,672	80	82	1	1,754	81
	(合計)	13,923	1,823	1,689	80	82	1	1,771	81
(4)中核市所管	大	-	-	-	-	-	-	-	-
	中	15	3	7	1	-	-	7	1
	小	2,990	805	783	68	36	8	819	76
	(合計)	3,005	808	790	69	36	8	826	77
(5)「(3)・(4)」以外の市町村所管	大	3	-	-	-	-	-	-	-
	中	7	2	-	-	3	-	3	-
	小	3,545	225	110	7	65	9	175	16
	(合計)	3,555	227	110	7	68	9	178	16
総 合 計 (1)～(5)	大	89	10	5	1	7	-	12	1
	中	1,583	193	166	6	24	2	190	8
	小	67,525	8,116	6,525	262	683	51	7,208	313
	(総計)	69,197	8,319	6,696	269	714	53	7,410	322

第4表 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施状況(法人の種類別)

(令和2年度)

	法人の種類	令和2年度における 特別検査の実施状況 (事業者数)	特別検査の結果(件数)			
			行政指導に基づく 改善報告 (A)	改善勧告 (B)	改善命令(公示) (C)	(合計) (A)+(B)+(C)
(1)厚生労働省所管	営利法人	-	-	-	-	-
	特定非営利活動法人	-	-	-	-	-
	医療法人	-	-	-	-	-
	社会福祉法人	-	-	-	-	-
	地方公共団体	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
(2)都道府県所管	営利法人	11	-	3	-	3
	特定非営利活動法人	-	-	-	-	-
	医療法人	-	-	-	-	-
	社会福祉法人	-	-	-	-	-
	地方公共団体	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-
	(小計)	11	-	3	-	3
(3)指定都市所管	営利法人	1	-	1	-	1
	特定非営利活動法人	-	-	-	-	-
	医療法人	-	-	-	-	-
	社会福祉法人	-	-	-	-	-
	地方公共団体	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-
	(小計)	1	-	1	-	1
(4)中核市所管	営利法人	1	-	1	-	1
	特定非営利活動法人	-	-	-	-	-
	医療法人	1	-	1	-	1
	社会福祉法人	-	-	-	-	-
	地方公共団体	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-
	(小計)	2	-	2	-	2
(5)「(3)・(4)」以外の 市町村所管	営利法人	-	-	-	-	-
	特定非営利活動法人	-	-	-	-	-
	医療法人	-	-	-	-	-
	社会福祉法人	-	-	-	-	-
	地方公共団体	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-
	(小計)	-	-	-	-	-
総 計 (1)～(5)	営利法人	13	-	5	-	5
	特定非営利活動法人	-	-	-	-	-
	医療法人	1	-	1	-	1
	社会福祉法人	-	-	-	-	-
	地方公共団体	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-
	(合計)	14	-	6	-	6

第5表 業務管理体制の整備に関する特別検査の実施状況(事業者規模区分別)

(令和2年度)

	指定等を受けている 事業所数 による区分	令和2年度における 特別検査の実施状況 (事業者数)	特別検査の結果(件数)			
			行政指導に基づく 改善報告 (A)	改善勧告 (B)	改善命令(公示) (C)	(合計) (A)+(B)+(C)
(1)厚生労働省所管	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(合計)	-	-	-	-	-
(2)都道府県所管	大	-	-	-	-	-
	中	1	-	-	-	-
	小	10	-	3	-	3
	(合計)	11	-	3	-	3
(3)指定都市所管	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	1	-	1	-	1
	(合計)	1	-	1	-	1
(4)中核市所管	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	2	-	2	-	2
	(合計)	2	-	2	-	2
(5)「(3)・(4)」以外 の市町村所管	大	-	-	-	-	-
	中	-	-	-	-	-
	小	-	-	-	-	-
	(合計)	-	-	-	-	-
総 合 計 (1)～(5)	大	-	-	-	-	-
	中	1	-	-	-	-
	小	13	-	6	-	6
	(総計)	14	-	6	-	6

注：(2)、(3)及び(4)について、各自治体別の内訳は、それぞれ別表「都道府県所管分」、「指定都市・中核市所管分」のとおりである。

(4) 老人福祉法に係る指導監査の状況

第1表 老人福祉施設に関する一般監査及び特別監査の状況

第1表 老人福祉施設に関する一般監査及び特別監査の状況

(令和2年度)

区分	設置主体	施設数	指導監査 の対象となる 施設数 (休止中を 除く)	一般監査の状況				特別監査の状況					
				計画数	実施数	監査結果		実施数	監査結果				
						うち書面で 実施したもの の	改善報告 を求めたも の		改善報告 を求めたも の	改善命令	事業停止 命令	事業廃止 命令	認可取消
養護老人 ホーム	地方公共団体	201	195	85	71	45	15	0	0	0	0	0	0
	社会福祉法人	750	736	426	328	236	52	0	0	0	0	0	0
	小計	951	931	511	399	281	67	0	0	0	0	0	0
特別養護老 人ホーム	地方公共団体	312	271	89	75	50	9	0	0	0	0	0	0
	社会福祉法人	9,832	9,426	4,516	3,479	2,478	541	9	5	0	0	0	0
	小計	10,144	9,697	4,605	3,554	2,528	550	9	5	0	0	0	0
合 計	地方公共団体	513	466	174	146	95	24	0	0	0	0	0	0
	社会福祉法人	10,582	10,162	4,942	3,807	2,714	593	9	5	0	0	0	0
	計	11,095	10,628	5,116	3,953	2,809	617	9	5	0	0	0	0

